

動産・債権譲渡特例法の改正と  
債権回収上の諸問題

弟子丸 香

〔 研究科第 42 期 〕  
〔 研 究 員 〕

## 要 約

### 1 研究の目的

租税債権回収のための差押えと債権譲渡が競合する場合の優劣については、民法 467 条の原則のほか、多くの裁判例によってある程度の基準が示されている。しかし、バブル崩壊後の担保不動産価値の下落を背景に、従来以上に債権を利用した企業の資金調達手段が多様化し、調達コストの削減を図るとともに、資産のオフ・バランス化によって財務体質を向上すべきであると実務界から要望がなされたことから、平成 10 年に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下「旧特例法」という。）が制定された。後に旧特例法は改正され（以下、改正後の法律を「動産・債権譲渡特例法」という。）、これにより従来は不可能であった企業の在庫商品と将来債権を同時に担保にとる ABL（Asset Based Lending：動産、債権などの流動する事業資産を一体とした担保型融資）のような新しい融資制度の構築が可能となり、今後拡大の様相を呈している。

しかし、動産・債権譲渡特例法の施行後、例えば租税債権と将来債権の譲渡担保の優劣の判定基準について、国税徴収法の制定趣旨における租税債権の優先を主張する立場と、動産・債権譲渡特例法の成立経緯を背景に資産流動化のための譲渡担保がその契約の時点において優先していると主張する立場とが交錯する場面も見受けられる。

そこで本研究では、債権回収上想定される諸問題の中でも、動産・債権譲渡特例法によって対抗要件が具備される財産のうち、実務上もっとも多く活用されている集合動産及び集合債権譲渡担保と租税債権との関係を取り上げて考察する。

### 2 研究の概要

- (1) 動産・債権譲渡特例法の制定経緯と動産及び債権譲渡の対抗要件
  - イ 旧特例法制定前

旧特例法制定前、債権譲渡の対抗要件については民法 467 条のみが基準とされていた。即ち、譲受人が債権譲渡の事実を債務者に通知し又は債務者がこれを承諾することが要件とされており（債務者対抗要件）、その通知又は承諾は確定日付のある証書で行われなければ債務者以外の第三者に対抗することができないものとされ（第三者対抗要件）、これら債務者対抗要件と第三者対抗要件の両方を具備することが求められていた。

また、動産譲渡の対抗要件については引渡しは第三者対抗要件であるところ（民法 178 条）、権利の移転を第三者に公示するシステムは存在しなかったため、担保財産としては安定性に欠けると考えられていた。

この結果、動産よりも債権が金融担保の引当てとして重要視される傾向にあり、企業が行う資金調達のための債権譲渡、なかでも集合債権譲渡担保は通常の経済行為として長年実務界に定着していた。

#### ロ 旧特例法制定後

旧特例法は、債権譲渡について債務者対抗要件と第三者対抗要件を分離し、商業登記簿に債権譲渡を登記する制度を新設することで第三者対抗要件を予め備えることができることとした。これにより、債権譲渡を通知することから惹起される信用不安を回避しつつ、確実に債権者が自らの譲受人としての優位性を主張することができるようになった。

しかし、商業登記簿は誰にでも閲覧が容易であったことから、債権譲渡登記の存在自体を根拠とした信用不安の懸念を完全に払拭することができなかったほか、動産譲渡については、その対抗要件を公示する制度の整備を求める要望も止むことはなかった。

#### ハ 動産・債権譲渡特例法の制定後

旧特例法に対する実務界からの要望を受け、譲渡登記ファイルと商業登記簿とを分離して別保管としたことのほか、債務者不特定の将来債権譲渡登記を可能にして債権譲渡の要件を緩和するとともに、新たに動産譲渡の公示制度としての登記を新設した動産・債権譲渡特例法が制定さ

れて、企業の資金調達の円滑化・簡便化が図られた。

今後は、動産・債権譲渡特例法に基づく登記を利用した集合動産及び集合債権を譲渡担保とした金融の利用が拡大していくものと推測されている。

## (2) 集合動産譲渡担保及び集合債権譲渡担保と滞納処分との関係

### イ 集合動産譲渡担保と滞納処分

多数の動産の集合体である集合動産を担保財産とする場合、「構成部分の変動する集合動産についても、その種類、所在、場所及び量的範囲を指定するなどなんらかの方法で目的物が特定される場合には、1個の集合物として譲渡担保の目的となりうる」と解されており、判例・通説はこれに従っている（このような見解は集合物論といわれている）。

例えば「倉庫内の鋼材一切」のような集合動産の特定は、多数ある動産を個々に担保財産とするよりはむしろこれらを一つにくくって特定することで、取引通念上一つの物として観念されている担保財産の評価を安定させ（場合によっては高めさせ）、個々の動産についてそれぞれ対抗要件を具備するよりはるかに手続を簡便化することが可能となるし、譲渡担保設定者自身による譲渡担保財産の処分が可能となるのである。

また、譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権を実行するに当たっては、集合物論の下で目的物が抽象的に存在したままでは強制執行の対象となる動産はどれであるか判然としないから、実行の対象となる個々の動産を特定するため、構成部分が変動している集合動産を「固定化」する必要がある。「固定化」の時期によって強制執行の対象となる動産は異なってくるが、その時期については、保全管理命令の発令時とするものや倒産手続開始決定時とするものなど学説が分かれている。滞納処分との関係における「固定化」の時期は、滞納処分による差押えが強制執行同様の強力な権限であることにかんがみ、差押えの効力発生時と解することができるのではないかと考えられる。

## ロ 集合債権譲渡担保と滞納処分

上記1(2)イのとおり、集合動産の場合、全体で一個の財産と解されているのに対し、集合債権では将来債権譲渡の有効性が重要視されてきた結果、その対象となる債権は特定された個別の債権の集合であるとい一般的に解されている。したがって、集合動産の場合のような「固定化」の問題は起こらない。

また、将来債権譲渡担保契約が締結されると同時に第三者対抗要件が有効に具備されている場合の将来債権の移転時期については、譲渡担保契約締結時とする説と将来債権が現実には発生した時とする説の対立があった。この点につき、将来債権譲渡担保と国税徴収法24条に基づく滞納処分による差押えが競合した事例では、平成19年2月15日最高裁第1小法廷判決（以下「平成19年判決」という。）が、法定納期限等以前に当該債権は国税徴収法24条にいう譲渡担保財産となったと判示して一応の決着をみた。

## ハ 動産・債権譲渡特例法と国税徴収法の「登記」についての解釈

上記1(2)ロのとおり、平成19年判決は将来債権譲渡担保と滞納処分による差押えが競合した場合の一応の決着を示したものの、本事例は動産・債権譲渡特例法の登記を用いて第三者対抗要件を具備した事例ではない。したがって、国税徴収法24条8項及び同法15条2項にいう「登記」が動産・債権譲渡特例法に規定された「登記」と異なるものと解釈すべきであるかどうかについてはいまだ結論が出ておらず、仮に動産・債権譲渡特例法上の「登記」が国税徴収法上の「登記」ではないとの結論に至れば、将来債権譲渡担保と滞納処分による差押えの競合の局面においては平成19年判決とは異なる結論が導き出されることになる。

旧特例法制定前は、「登記」といえば不動産登記を意味し、これを前提として国税徴収法も私債権と租税債権との調整の基準として同法15条2項及び24条8項において「登記」を用いたようであるから、現在のようない動産・債権譲渡特例法上の「登記」がこの基準に該当するか否かの

議論は想定外のものともいえる。しかし、動産・債権譲渡特例法の趣旨、一般経済取引における予測可能性、租税法律主義の観点等から、動産・債権譲渡特例法上の登記があれば形式上は租税債権との関係においても当該譲渡担保は有効な第三者対抗要件を具備したのものとして取り扱われるべきであろう。

## ニ 滞納者がABLを利用している場合の滞納処分

ABLの拡大は、相当長期間に渡り滞納者の全資産について第三者対抗要件を具備した上で譲渡担保財産とすることを可能とするから、資産流動化に資することが期待されている。しかしその一方で、契約当初に設定した融資枠内で債権額が変動する性質のものであるにもかかわらず、いったん第三者対抗要件を具備してしまえば、法定納期限等を私債権との調整基準とする租税債権には常に優先する場面が想定されることから、租税債権の回収の困難化を招くおそれがある。

つまり、上記2(2)ハのとおり、滞納者の財産に動産・債権譲渡特例法を利用して法定納期限等より先に第三者対抗要件が具備されている場合、滞納処分が可能となるのは、集合動産であれば「固定化」によって譲渡担保権者に権利が帰属することが確定したもの以外の動産であり、集合債権であれば譲渡担保目的外の債権ということになる。しかし、ABLの契約期間が長ければ、これに準じて将来債権も長期間に渡り譲渡担保目的となっているから、租税債権者にとっては換価価値の面から実益に乏しいものになりかねない。

そこで、ABLが契約期間内に債権額を変動させる仕組みが根抵当権に類似していることにかんがみ、根抵当権の場合における元本確定請求（民法398条の19）を類推適用して、租税債権者の側から積極的に譲渡担保目的となる集合債権の範囲を確定することによって、滞納処分の効果を高められる可能性があることを提言したい。

### 3 結論

動産・債権譲渡特例法を利用した集合動産及び集合債権譲渡担保の第三者対抗要件具備の時点となる「登記」が、租税債権の法定納期限等より早い場合、国税徴収法 24 条による滞納処分は、実益に乏しくなることが予想される。今後滞納処分を行うにあたっては、形式的には第三者対抗要件を具備した私債権についてもその内容の一層の精査が必要になるとともに、根抵当権の場合における元本確定請求を類推適用する等、新しい対処が必要になってくるのではないかと。

また、このような新しい経済取引に対し、租税債権回収の立場からは従来とは異なる徴収方途で対応することができる可能性がある。例えば、積極的に動産・債権譲渡特例法を租税債権者の側が活用する例として、動産譲渡担保登記を利用した換価の猶予処分や、現在導入が検討されている動産鑑定士の活用等について、今後の更なる検討が必要である。

## 目 次

はじめに	444
第一章 動産・債権譲渡特例法の概要と債権譲渡に関する裁判例	447
第一節 旧特例法成立の背景	447
1 旧特例法制定以前	447
2 旧特例法の制定	448
3 旧特例法制定後の更なる要望	448
4 動産・債権譲渡特例法の制定	450
第二節 債権譲渡に関する裁判例	451
1 旧特例法制定前の裁判例	451
2 旧特例法に関する裁判例	452
3 集合財産の譲渡担保に関する最近の裁判例	452
第二章 動産・債権譲渡特例法における改正点	455
第一節 動産にかかる譲渡登記制度の創設	455
1 制度創設の理由	455
2 集合動産の特定方法とその範囲	456
第二節 債務者不特定の将来債権の譲渡登記制度の創設	459
1 制度創設の理由	459
2 集合債権の特定方法とその範囲	459
第三節 その他の改正点（動産・債権譲渡登記事項 概要ファイルに記録する制度の創設）	461
第四節 動産・債権譲渡登記制度の活用実態	462
1 動産譲渡登記制度	462
2 債権譲渡登記制度	464
3 新しい担保実務（ABL）	464
第三章 集合動産及び集合債権の譲渡担保	468
第一節 集合動産譲渡担保	468



1	集合動産の法的性質	468
2	集合動産譲渡担保	470
第二節	集合債権	477
1	集合債権の法的性質	477
2	集合債権譲渡担保	478
第四章	動産・債権譲渡特例法と滞納処分	481
第一節	動産・債権譲渡特例法上の第三者対抗要件を具備した 私債権と租税債権が競合した場合の優劣基準	481
1	譲渡担保の法的性質と租税債権の優先性 (租税徴収制度委員会報告から)	482
2	平成19年判決からの考察	487
第二節	A B Lの拡大と滞納処分	493
1	「登記」の意味	493
2	滞納処分方途の検討	499
第三節	動産・債権譲渡特例法を利用した滞納処分	504
1	滞納処分の手順	504
2	動産譲渡登記を利用した換価の猶予処分	507
3	動産鑑定士制度の活用	510
4	債権譲渡による納税	510
	結びにかえて	512

## はじめに

租税債権をはじめとする債権回収のための差押えと債権譲渡が競合する場合の優劣については、民法 467 条の規定によるほか、既に多くの裁判例によってある程度の基準が示されているところである。

このような中、実務界からは、企業の資金調達手段の多様化、調達コストの削減、資産のオフ・バランス化による財務体質の向上等を図るため、金融機関や事業会社が、安定したキャッシュ・フローを生み出す多数の債権を、SPC (Special Purpose Company : 特別目的会社) や信託会社等に譲渡し、当該資産を担保にした証券を投資家に販売する等して資本市場から直接資金を調達する資産流動化の手法が広まっていることから、民法 467 条の対抗要件制度の簡素化を要請する声も強くなってきた。

これは、資産流動化の局面においては、投資家保護のために、流動化しようとする多数の指名債権が有効に譲渡され、かつ、右譲渡をもって第三者に対抗できることが必要であるが、民法 467 条に規定されているとおり債権譲渡の対抗要件を具備するためには、将来発生すべき債権を含む多数の目的債権について、個々に確定日付のある証書による債務者への通知又は債務者の承諾を整えることが非現実的であるとの主張によるものである。

また、近時、企業の資金調達方法について、バブル崩壊後の不動産の資産価値の下落という経済情勢や、企業の債務につき個人保証をした者が過大な責任を負いがちな現状を背景に、不動産担保や個人保証に過度に依存していた従来の手法を見直す必要があるという認識によるものである。

このような要望は、平成 9 年 3 月の規制緩和推進計画の再改定や同年 11 月の緊急経済対策において取り上げられ、これを背景として平成 10 年に「債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」(平成 10 年法律 104 号。以下、「旧特例法」という。)が制定されたが、これには、動産を活用して資金を調達する方法については当該動産の譲渡を第三者に公示する制度が不十分であるとか、債権を活用して資金を調達する方法については債務者が特定していな

い将来債権の譲渡を登記することができないという点が不便であるということについて、実務上の問題点として指摘がされていた。

これらの問題点を改正し、より円滑な資金調達に寄与することをめざして、平成16年12月に旧特例法を改正して制定されたのが「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（以下「動産・債権譲渡特例法」という。）であり、平成17年10月3日から施行されている。

同法は、特に、集合動産及び集合債権譲渡担保権を設定する際に有効な第三者対抗要件具備の方法として活用されているようであるが、債権回収の立場に立ってみると実際の運用上の問題点が残されているように思われる。例えば、昨今、将来債権譲渡担保に関して多数の裁判例が示されている中で、特に租税債権と将来債権の譲渡担保の優劣の判定基準について、国税徴収法の制定趣旨から租税債権の優先を主張する立場と、動産・債権譲渡特例法の成立経緯を背景に資産流動化のための譲渡担保がその契約の時点において優先していると主張する立場とが交錯する場面が見受けられる。近時、そのような事例において租税債権者を敗訴させた最高裁判決が示されたところであるが、同事例は動産・債権譲渡特例法上の登記を利用して第三者対抗要件を具備した事案ではなかった。

今後、租税債権と将来債権譲渡担保の優劣が争いとなるような場合のポイントとなるのは、①動産・債権譲渡特例法上の「登記」と国税徴収法上の「登記」の解釈における相違点の有無、②担保財産の譲渡時期・固定化の時期といった点ではないかと考える。具体的な事例を取り上げるならば、政府の後押しもあって動産・債権譲渡特例法下で普及し始めた新たな融資形態ともいえるABL（Asset Based Lending：動産、債権などの流動する事業資産を一体とした担保型融資）<sup>(1)</sup>において、在庫動産から将来債権までの事業の流れを一体的に譲渡

---

(1) ABLについては、第二章第四節3で詳述する。

資産流動化を進める一環として、政府は、ABLを企業の成長のために必要な資金の新たな調達手段としてその定着に向けた方向性について検討を進めるために経済産業省産業政策局産業資金課長の私的研究会としてABL研究会を設置した。同

担保とされている場合の滞納処分の方途がこれからの問題となってくるのではないかと思われる。

そこで本稿では、動産・債権譲渡特例法によって対抗要件が具備される集合動産及び集合債権譲渡担保と租税債権との関係を考察するにあたり、まず動産・債権譲渡特例法成立までの経緯と最近の債権譲渡に絡む裁判例の概要を整理し、次に目的物を集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保とに分別して上記の問題点について考察した後、今後の滞納処分のあり方を検討することとしたい。

# 第一章 動産・債権譲渡特例法の概要と債権譲渡に関する裁判例

## 第一節 旧特例法成立の背景

### 1 旧特例法制定以前

平成10年の旧特例法制定の前、債権譲渡を第三者に対抗するための唯一の要件は、確定日付ある証書による債務者への通知または承諾であった（民法467条）。債権には不動産の場合と異なり登記制度が存在しないから、債務者を登記所の代わりにして債権の存在をインフォメーションすることにしたのである<sup>(2)</sup>。しかし、多数の債権を一括して譲渡する債権の流動化等の場合には、個々の債権者ごとに通知・承諾の手続をとることは、実務上、極めて困難であるとの指摘がされていた<sup>(3)</sup>。

さらに、企業の資金調達手段の多様化、調達コストの削減、資産のオフ・バランス化による財務体質の向上等を図るため、金融機関や事業会社が、安定したキャッシュ・フローを生み出す多数の債権を、SPCや信託会社等に譲渡し、当該資産を担保にした証券を投資家に販売する等して資本市場から直接資金を調達する「資産流動化」の手法が広まるに連れ、民法467条の対抗要件制度の簡素化を要請する実務界の声も強くなってきた。

このような要望に応えるため、平成7年6月から法務省内に設置された「債権譲渡法制研究会」が平成9年4月にまとめた報告書では、対抗要件法制の簡素化を図る包括的特別法を検討すべきであることが提言された。

また、平成9年3月には規制緩和推進計画の再改定が、同年11月には緊急経済対策が開かれ、この問題が取り上げられるようになった。

---

(2) 池田真朗『債権譲渡の研究（増補2版）』163頁（弘文堂、2004）。

(3) いわゆる住専の債権を回収するため、住管機構（現整理回収機構）が受けた包括的譲渡のために発送された債権譲渡通知は、約20万件にも及ぶと言われている。道垣内弘人『ゼミナール民法入門（第3版）』341頁（日本経済新聞社、2005）。

## 2 旧特例法の制定

このような経緯を踏まえて平成10年6月に制定されたのが旧特例法である。旧特例法は、民法467条が債権譲渡の対抗要件として必要とした第三者対抗要件（民法467条1項）と債務者対抗要件（民法467条2項）とを分離し、債権譲渡について公示する制度を創設したことを最大の特色としている。この制度の創設により、法人がする金銭債権の譲渡及び金銭債権を目的とする質権の設定について、法務局備付けの債権譲渡登記ファイルに登記（以下「債権譲渡登記」という。）をすることにより債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することができるようになったことから、第三者対抗要件を具備するための手続上及び費用上の負担が重いという問題点が解決され、極めて簡便に債権譲渡をなすことが可能となった。

担保実務が不動産担保から債権担保（特に集合債権譲渡担保）に傾斜する中で、平成16年改正前の旧破産法47条1項の対抗要件否認を回避するために考案された予約型ないし停止条件型の集合債権譲渡担保が、下級審判決で相次いでその対抗要件を否認される状況にあったところ<sup>(4)</sup>、旧特例法のもとでは、いわゆる本契約型の集合債権譲渡担保について設定契約時に債権譲渡登記をすることで第三者対抗要件が具備できるようになったのである。

ただし、債権譲渡登記は、債権の譲渡の事実を公示することを目的とするものであって、譲渡の対象となった動産や債権が実際に存在することの公示や証明を目的とするものではないことは、民法467条に基づいて対抗要件を具備した場合と同様である。

## 3 旧特例法制定後の更なる要望

旧特例法下においては、次に掲げるように、動産を活用して資金を調達する方法について動産の譲渡を第三者に公示する制度が不十分であるという問

---

(4) 大阪高裁平成10年7月31日判決・金法1528号36頁、大阪高裁平成10年9月2日判決・金法1528号39頁。何れも、旧特例法制定前の事例である。

題があり、また、債権を活用して資金を調達する方法については、債務者が特定していない将来債権の譲渡を登記することができないという点について実務上の問題点として指摘・要望がされていた<sup>(5)</sup>。

#### (1) 動産譲渡公示制度創設についての要望

動産を活用した資金調達の方法には、動産を譲渡担保に供して金融機関等から融資を受ける方法と、動産を流動化・証券化目的で譲渡し、譲渡代金を受領することによって資金を調達する方法とがある。何れの方法も、譲渡される動産は、譲渡後も企業の直接占有下に置かれたままになっているのが通常であるから、このような場合には動産の譲渡の對抗要件を占有改定（民法183条）で具備することになる。

ところが、この占有改定は当事者間の意思表示によって行われることから外形的に判然とせず、例えば、同一の動産について別々の金融機関が譲渡担保の設定を受けてしまうなど紛争の種となりかねない。更に、先に譲渡担保を受けた金融機関が存在したとしても、後から譲渡担保の設定を受けた金融機関が目的動産の引渡しを受けて即時取得してしまえば、民法192条の規定により、その金融機関は先に譲渡担保の設定を受けていたにもかかわらず目的動産に対する権利を失ってしまうといった不都合も想定され、このために動産を担保の引当てとすることに躊躇せざるを得ないといった状況にあった。

そこで、今後はもっと動産を担保財産の対象とすべきであるとの観点から、動産譲渡についての公示制度を求めたものである。

これは、近時、企業の資金調達方法について、不動産の資産価値の下落という経済情勢や企業の債務につき個人保証をした者が過大な責任を負いがちな現状を背景に、不動産担保や個人保証に過度に依存していた従来の手法を見直す必要があると認識されるようになったことや、これに加えて、

---

(5) 植垣勝裕・小川秀樹編著『一問一答動産・債権譲渡特例法[改訂版]』6頁（商事法務、2005）。

企業資産のうちの動産や債権を担保目的又は流動化・証券化目的で譲渡することによって資金を調達する方法が注目を集めるようになってきたことが背景にあった<sup>(6)</sup>。

## (2) 債務者不特定の将来債権の譲渡についての要望

債権を担保目的または流動化・証券化目的で譲渡する手法について、旧特例法に基づく債権譲渡担保登記制度においては、譲渡に係る債権の債務者が必要的記載事項とされていたため、債務者が特定していない将来債権を譲渡しても登記をすることができなかった。債務者が特定していない将来債権を譲渡する場合は、例えば、建物賃貸業者がその所有建物の将来の特定できない賃借人に対して有する賃料債権や、リース事業者が将来受け取るリース料債権を譲渡しようとする場合などである。

このため、このような将来債権を資金調達のために活用できるように、実務界から債務者不特定の将来債権も旧特例法を利用して第三者対抗要件を備えた上で譲渡できるようにして欲しいとの要望が強かった。

## 4 動産・債権譲渡特例法の制定

上記第一章第一節3のような実務界からの強い要望を受け、「規制改革推進3ヵ年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）、「構造改革と経済財政の中期展望－2003年度改訂について」（平成16年1月19日閣議決定）及び「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」（同年3月19日閣議決定）において、次々に動産担保及び債権担保の実効性をより高めるための公示制度を整備することが決定された。

そこで、より円滑な資金調達に寄与することをめざして、旧特例法施行後6年を経た平成16年12月に旧特例法を一部改正して制定されたのが動産・債権譲渡特例法である。

---

(6) 植垣・前掲注(5)5頁。林揚哲=新井竜作「特集Ⅱ ABLの現状と課題(2)『ABL研究会報告書』の概要」金法1770号50頁(2006)。



本稿では、次節で債権譲渡に関する裁判例を概観した後、動産・債権譲渡特例法の改正点のうち債権回収の観点から特に影響が大きいと思われる動産譲渡の登記制度の創設と債務者不特定債権の譲渡登記制度創設の2点を挙げて、第二章で制度の概要を説明したい。

## 第二節 債権譲渡に関する裁判例

### 1 旧特例法制定前の裁判例

今日の経済活動において、資産流通の手段としての債権譲渡は、大企業から中小企業に至るまで日常的に行われており、もはや不可欠なものとなっている。

問題は、資金繰りに窮した企業による同一債権の二重譲渡や貸金業者等によるいわゆる白地補充方式により作成された債権譲渡通知書を用いた対抗要件の形式的な具備といった問題に起因しての争いが少なくなかったことである。この点については、これまでに多くの司法上の判断が示されている。

例えば、債権が二重に譲渡された場合の優先劣後の問題<sup>(7)(8)</sup>や、国税滞納処分による債権差押通知書と債権譲渡通知書が競合し、その到達の先後が不明の場合における優先劣後の問題<sup>(9)</sup>、譲渡禁止特約付債権の譲渡に対する第三債務者による承諾の遡及効<sup>(10)</sup>や、将来債権の譲渡の有効性についてなどである<sup>(11)</sup>。

以上のとおり、民法 467 条を巡る問題は債権の二重譲渡に基因するものが多かったが、これら裁判例の蓄積によって、債権譲渡に関する実務上の問題は、ある程度整理されたものと考えられる。

---

(7) 最判昭 49・3・7 民集 28 卷 2 号 174 頁。

(8) 最判昭 55・1・11 民集 34 卷 1 号 42 頁。

(9) 最判平 5・3・30 民集 47 卷 4 号 3334 頁。

(10) 最判平 9・6・5 民集 51 卷 5 号 2053 頁。

(11) 最判平 11・1・29 民集 53 卷 1 号 151 頁。

## 2 旧特例法に関する裁判例

旧特例法の導入によって、法人のする債権譲渡等については登記をすることにより第三者対抗要件を具備することが可能となって債権譲渡の円滑化が図られるようになったものの、債権譲渡を巡る争いが全て解決されたわけではなく、裁判例に現れた問題点には次のようなものがあった。

例えば、旧特例法2条2項所定の通知とは何でなければならないか<sup>(12)</sup>、譲渡債権の終期の記録の要否<sup>(13)</sup>、債権個別事項の誤記と第三者対抗要件の存否<sup>(14)</sup>などについてである。

上記のうち、譲渡債権の終期の記録の要否についての裁判例は、旧特例法では債権の発生年月日は必須記載事項であったが終期については必須とされていなかったことから、始期のみを登記して債権譲渡を行った事例であった。このように、旧特例法の運用自体を争点とする裁判例が出たことにより、動産・債権譲渡特例法では、始期及び終期の何れもが必須記載事項とされ、問題の解決が図られた。

## 3 集合財産の譲渡担保に関する最近の裁判例

近年、集合財産に関する裁判例は非常に多く、これらの裁判例を批評するものの中には譲渡担保論の新段階に入ったとして新たな問題点を呈示するものもある<sup>(15)</sup>。

次章以下で集合動産譲渡担保及び集合債権譲渡担保について租税債権回収上の問題点を検討する前提として、次の裁判例を挙げておきたい。

- (1) 金銭債務の担保として既発生債権および将来債権を一括して譲渡するいわゆる集合債権譲渡担保における債権譲渡の第三者に対する対抗要件具備

---

(12) 東京地判平 11・9・17 金法 1561 号 76 頁 (2000)。

(13) 最判平 14・10・10 民集 56 卷 8 号 1742 頁。

(14) 東京高判平 18・6・28 (上告受理申立て) 金法 1783 号 44 頁 (2006)。

(15) 道垣内弘人「集合動産譲渡担保論の新段階」金判 1248 号 1 頁 (2006)、千葉恵美子「集合財産担保の新展開－最新の最高裁判例を契機として」N B L 852 号 1 頁 (2007) など。

## の方法

譲渡担保権実行通知がされるまでは滞納者が譲渡目的債権（売掛金）を取り立てることができる集合債権譲渡担保契約であっても、譲渡予約とはいえ、この場合の第三者対抗要件の具備は指名債権譲渡の対抗要件の方法によることができる<sup>(16)</sup>。

- (2) 指名債権譲渡の予約についての確定日付のある証書による債務者に対する通知、又は債務者の承諾をもって、予約の完結による債権譲渡の効力を第三者に対抗することの可否

指名債権譲渡の予約について確定日付のある証書によって債務者に対する通知または債務者の承諾がされても、債務者はこれによって予約完結権の行使により当該債権の帰属が将来変更される可能性を了知するに止まり、当該債権の帰属に変更が生じた事実を認識するものではないから、上記予約の完結による債権譲渡の効力は、当該予約についてされた上記の通知又は承諾をもって、第三者に対抗することはできない<sup>(17)</sup>。

- (3) 動産譲渡担保が重複設定されている場合の後順位譲渡担保権者による私的実行

集合動産担保が重複設定されている場合において、設定者から個別動産を譲り受けた第三者及び譲渡担保の設定を受けた第三者ら後順位譲渡担保権者による私的実行（当該動産の引渡請求）は許されない。

また、譲渡担保の設定者が目的動産につき通常の営業の範囲を超える売却処分をした場合、集合物から離脱したと認められる場合でない限り、当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできない<sup>(18)</sup>。

- (4) 対抗要件具備後の将来債権譲渡担保に対する国税徴収法 24 条 8 項の差押えの適否

継続的取引関係から発生する将来債権を譲渡担保に供した場合、債権譲

(16) 最判平 13・11・22 民集 55 卷 6 号 1056 頁。

(17) 最判平 13・11・27 民集 55 卷 6 号 1090 頁。

(18) 最判平 18・7・20 民集 60 卷 6 号 登載予定・判時 1944 号 105 頁 (2006)。

渡の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保目的財産は譲渡担保契約の時点で確定的に設定者から譲渡され、その債権譲渡につき第三者対抗要件が具備されている場合、譲渡担保目的債権が国税の法定納期限等後に発生したとしても、当該債権は国税徴収法 24 条の適否の判断の基準となる、「国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている」ものに該当する<sup>(19)</sup>。

これらの裁判例により、将来債権譲渡担保の第三者対抗要件は、指名債権の方法によって譲渡人からの通知または債務者の承諾によることによいものの<sup>(20)</sup>、指名債権譲渡の予約についてこの方法によって行っていたとしても、債務者が了知することができるのは将来変更される可能性にすぎないから<sup>(21)</sup>、債権譲渡の対抗要件については別途具備する必要があることが明らかにされた<sup>(22)</sup>。

また、動産譲渡担保についての裁判例の出現は、今後活用の度合いが高まると予想されるだけに、その関心の高まりを示すものといえる。

---

(19) 最判平 19・2・15 裁時 1430 号 3 頁 (2007)。なお、左記判決時における国税徴収法 24 条 6 項は、平成 19 年税制改正に伴い同条 8 項となっていることから、本稿では改正後の条項に拠っている。

(20) 前掲注(16)。

(21) 前掲注(17)。

(22) 両判決を対比して判ずるものとしては、大西武士「将来債権譲渡担保の対抗要件に関する判例」判タ 1086 号 86 頁 (2002)、深井剛良「一定の事由が発生するまで譲渡人が取立権限を有する指名債権譲渡の対抗要件に関する二つの最高裁判決」税務事例 34 号 28 頁 (2002) など。

## 第二章 動産・債権譲渡特例法における改正点

### 第一節 動産にかかる譲渡登記制度の創設

#### 1 制度創設の理由

動産を活用した資金調達の方法には、動産を譲渡担保に供して金融機関等から融資を受ける方法と、動産を流動化・証券化目的で譲渡し、譲渡代金を受領することによって資金を調達する方法があるところ、何れの方法によっても、譲渡される動産は譲渡後も企業の直接占有下に置かれたままとなっているのが通常である。この場合、動産にかかる登記制度が創設される以前の動産の譲渡の対抗要件は占有改定(民法183条)で具備するほかなかったが、占有改定は当事者間の意思表示によって行われるため外形的に判然としないことから、先行する動産譲渡担保(いわゆる隠れた動産譲渡担保)に劣後するおそれ又は後行の譲受人による即時取得のおそれがあることに問題があった。

この問題を解決するための第一歩として、動産の譲渡について登記されたときは、当該動産について民法178条の引渡しがあったものとみなして対抗要件を具備できることとされた(動産・債権譲渡特例法3条1項)。

動産譲渡登記の対象となる動産の譲渡人は法人に限定されたが、その理由としては、個人事業主の資金調達規模がさほど大きくないと考えられること、資金調達規模に比べ相対的に登記関連コストの負担が無視できないこと及び個人資産を事業用資産とそれ以外の生活するための資産に分けることも容易でないこと等が挙げられる<sup>(23)</sup>。

動産・債権譲渡特例法制定にあたり、法制審議会では当初、とにかく動産譲渡担保による資金調達を活性化させる目的から、占有改定にも優先する強い登記の創設が望ましく、その場合は影響力の強さに配慮して担保目的の譲

---

(23) 花井正志「新しい動産譲渡登記制度の実務」銀行法務21 642号10頁(2005)。

渡に限定する、という案が特に実務界からの要望もあり優勢であったが<sup>(24)</sup>、この案に対しては、真正譲渡との区別が困難であるという欠点のほか、登記と引渡しが同等の力関係に立った場合に3者間で3すくみの状態が現出するのではないかと懸念が示された。そこで採用されたのが、目的による限定はせず、登記の効果を引渡しと同等のものとする案である。これは、そもそも対抗要件とは法定された一定の手続を経れば他者に対して自己の取得した権利を対抗できるという、画一的で予測可能な処理ができるところに最大の利点があるので、複数の対抗要件に優劣関係をつけると関係が錯綜して混乱を招くという観点から<sup>(25)</sup>、法理論的に適正であると歓迎された<sup>(26)</sup>。なお、引渡しと同等の対抗要件であるから、登記済みの動産について後に第三者の即時取得があった場合、それを否定する力は有していない。

## 2 集合動産の特定方法とその範囲

### (1) 集合動産の特定方法<sup>(27)</sup>

譲渡にかかる動産を特定する方法については、(イ)動産の特質によって特定する方法と、(ロ)動産の所在によって特定する方法の2種類の方法が制度上用意されており、当事者が事案に応じていずれかの方法を選択する

---

(24) 花井・前掲注(23) 12頁。動産譲渡登記があっても、すでに占有改訂の方法により民法 178 条対抗要件が具備されているのではないかと、との懸念から、債権者が動産譲渡担保に基づく信用供与をためらったり、金融機関が融資実行を躊躇してしまい、結果として動産譲渡登記制度が利用されなくなったりすることが懸念されていた。

(25) 動産譲渡登記がされた譲渡の目的物である動産が、更に譲渡された場合の譲受人に即時取得が認められるか否かについては、譲受人が登記の有無につき調査義務を果たしたか否かを個別に判断されることとなる。また、倉庫内の在庫商品等のような集合動産に譲渡担保が設定され、動産譲渡登記がされた場合には、譲渡人が通常の営業の範囲内において商品等を処分する権限を有するのが一般的であるから、即時取得の成否を論じるまでもなく、譲受人は商品等の所有権を承継取得することになるとされている。植垣・前掲注(5) 35頁。

(26) 池田真朗「動産債権譲渡特例法の制定の経緯と概要」銀行法務 21 642号 6頁(2006)。

(27) 特定方法については、植垣・前掲注(5) 73頁以下に詳しい。

ことができる。また、動産を特定する際には、後日の紛争を回避する等のために、動産・債権譲渡登記規則（以下「規則」という。）に定められた必要の事項を超えてさらに細かく任意で有益事項を登記することも可能であり（規則12条2項、規則16条1項2号）、当事者の自由度が尊重された制度となっている。

また、一つの譲渡行為のうちに、特質によって特定した動産を複数譲渡する場合、所在によって特定した動産を複数譲渡する場合または特質によって特定した動産と所在によって特定した動産を混合して譲渡するような場合には、動産通番を付して混乱を防止することとされている（規則8条2項）。

(2) 特定される範囲（「〇〇（動産の種類）の一切」という文言での特定の可否）

動産の所在によって特定する方法による場合、原則として、当該保管場所にある同種類の動産のすべてが譲渡にかかる動産となることが制度上予定されているものの、無限定に「すべての動産」としたのでは不当な包括担保を抑止することができないことから、動産を明示することによってこれを抑止する効果が期待されている。また、このような観点から、複数の種類を併記することはできないと解されているが、当該種類の動産のすべてが譲渡の対象となることを明らかにする意図で上記の例のように「〇〇（動産の種類）の一切」と記録することは認められている。

実務上は、特に借入企業が取り扱う動産を全般的に譲渡担保の目的財産とするABLにおいては、どの程度の文言をもって譲渡担保の対象とする動産を特定する必要があるか、という点が重要である。特に、従たる財であれば「〜等」に含めてしまってよいのではないかと、との考え方も示され<sup>(28)</sup>、その例として、ドラッグストアで花を販売している場合やガソリンスタンドで米を販売しているような場合が挙げられている<sup>(29)</sup>。動産・債権譲渡特

---

(28) 前掲注(6) 林・新井 54 頁。

(29) ABL 報告書・前掲注(1) 73 頁。

例法の上記趣旨からすれば、必ずしも「〇〇（動産の種類）の一切」という文言をオールマイティに認めたものではないにもかかわらず、実務上は、形式的審査のみで登記が可能であることから、例えば、多種多様な商品を扱う大型雑貨店の在庫商品全部を「一切」の文言で特定させてしまうなど、やや曖昧な登記が行われているようでもある。

しかし、構成要素に入れ替わりがある流動型の集合動産の譲渡担保（以下、これを「集合動産譲渡担保」という。）の目的となる「集合物」は、取引通念上あるいは経済的に一体性があるものに限定されるべきだとする考えによった場合<sup>(30)</sup>、上記のような例まで「～等」という文言によって譲渡担保の目的である集合動産に含まれると解することは困難な場合もあると思われることから、動産譲渡登記の特定の仕方が曖昧な場合、譲渡担保財産の範囲については実態を注意深く調査する必要がある。

### （3）動産の搬出入がある場合に対抗要件具備の効果が及ぶ範囲

譲渡担保が設定された倉庫内の在庫商品等の譲渡について、動産の所在によって特定する方法で動産譲渡登記がされた場合において、登記後に倉庫から搬出された商品について、登記による対抗要件具備の効果が及ぶかどうかに関しては、搬出の態様による場合分けが必要である。

通常の営業の範囲内で搬出された場合には、一般的には、譲渡人は譲受人の承諾なしに処分することができる権限を有していると解されており<sup>(31)</sup>、また、実務上もその旨の条項が契約内容とされていることが多いことから、搬出された動産について譲受人がその権利を主張するという状況にはなく、対抗要件具備の問題外である。通常の営業の範囲内ではなくても、搬出についての譲受人の同意がある場合も同様に考えられる。

しかし、通常の営業の範囲外で搬出が行われた場合の登記による対抗要

---

(30) 高木多喜男『担保物権法（第4版）』369頁（有斐閣、1984）。なお、経済的一体性を必要としない説に立つものとしては、道垣内弘人『担保物権法（現代民法Ⅲ）（第2版）』（有斐閣、2005）328頁。

(31) 前掲注(18)。



件具備の効果の範囲については、いわゆる集合物について対抗要件が具備された場合、個々の動産にまで対抗要件具備の効果が及んでいることを前提に、それら個々の動産が集合物から分離されてもその効果は変わらないとする見解と、集合物と個々の動産とは別個の存在であることを前提に、分離された動産には集合物として具備した対抗要件の効果は及ばないとする見解があるとされている<sup>(32)</sup>。

## 第二節 債務者不特定の将来債権の譲渡登記制度の創設

### 1 制度創設の理由

債務者が特定していない将来債権の譲渡については、従来、理論上は認められつつも実務上は民法上の通知も債権譲渡登記もできないことが問題として指摘されていたところ<sup>(33)</sup>、本改正により、譲渡にかかる将来債権の債務者を必要的登記事項としないこととされるとともに（規則8条2項4号、規則9条1項3号）、譲渡の対象に将来債権が含まれていた場合、譲渡にかかる債権の総額が登記事項から除かれることにより（動産・債権譲渡特例法8条2項3号）、実務上も債務者不特定の債権譲渡が可能となった。

### 2 集合債権の特定方法とその範囲

#### (1) 集合債権の特定方法<sup>(34)</sup>

動産・債権譲渡特例法を利用した債務者不特定の集合債権の譲渡の登記は、債務者の氏名・商号等の代わりに債権の発生原因及び債権の発生時における債権者の数、氏名及び住所等が譲渡にかかる債権の特定のために必要な事項とされている（規則9条1項3号）。

例えば、不動産賃料債権を譲渡する場合の債権の発生原因としては、契

---

(32) 植垣・前掲注(5) 81頁以下。

(33) 池田・前掲注(26) 7頁。

(34) 特定方法については、植垣・前掲注(5) 88頁以下に詳しい。

約の客体としての当該不動産の所在地、名称、部屋番号等を登記することによって、譲渡にかかる債権の特定が可能であるし、売掛債権を譲渡する場合の債権の発生原因としては、契約の客体としての商品等や契約の主体の属性(「〇〇区内に在住している者」等の債務者の地域属性等)によって、債権の特定が可能である。

## (2) 特定される範囲

債権譲渡登記制度は、利用者の利便性を考慮して、譲渡にかかる債権の債務者のすべてが特定している場合は 50 年以内の範囲において当事者が自由に登記の存続期間を定めることができ、債務者が不特定の場合でも原則として 10 年以内につき登記ができるものとされている(動産・債権譲渡特例法 8 条 3 項)。

これは、債権譲渡登記の存続期間を無制限とすると登記システムへの負荷が過大となり検索等に支障を来たす恐れがある、という運用上の懸念のほか、改正作業の過程での検討によると、①債務者不特定の債権譲渡は実務上想定されている取引が 10 年を越えることはないこと、及び、②住宅ローンのような長期間に渡る債権について流動化したいという要望が出されなかったこと、さらには、③10 年以内という制限を設けることにより、譲渡人の営業活動を不当に制限するような包括的な譲渡を抑制し得るという副次的な効果も期待することができると考えられたからである<sup>(35)</sup>。

将来債権と既発生の債権の両方を併せて譲渡する場合には、将来債権についてはその総額が見積額とならざるを得ないことが多く、見積額と実際に発生する債権額との間に食違いが生じることによって利害関係人を混乱させることを避けるため、債権総額は登記事項とはされていない(動産・債権譲渡特例法 8 条 2 項 3 号)。

なお、譲渡にかかる債権を特定するために必要な事項として求められる事項が登記されれば、譲渡人が将来取得する一切の債権を譲渡するという

---

(35) 植垣・前掲注(5) 97 頁。

契約内容であっても、登記が可能である。

### 第三節 その他の改正点（動産・債権譲渡登記事項 概要ファイルに記録する制度の創設）

旧特例法下では、債権譲渡登記に関する公示を補完するという観点から、商業登記簿その他の譲渡人の登記簿（以下「譲渡人の商業登記簿等」という。）に債権譲渡登記の概括的な内容も記録される制度となっていた（旧特例法 9 条 2 項）。ところが、譲渡人の商業登記簿等の交付を受けた者には債権譲渡に関する情報が開示されることとなる結果、債務者の信用力に懸念があるとみなされて金融機関から融資を断られたり、無責任な倒産記事や情報が出たりするなどの被害が発生した。また、大量に債権譲渡登記が申請された場合には、譲渡人の商業登記簿等への記録が完了するまでの間はその後にされた登記をすることができないため、役員や支配人の選解任、支店の移転、新株の発行にかかる登記等を登記予定日に完了できないリスクがあることも指摘されていた。

そこで動産・債権譲渡特例法では上記のような制度は廃止され、旧特例法下同様に全国の譲渡登記については東京法務局が法務大臣の指定を受けて一括して所管する制度を保ちつつ（動産・債権譲渡特例法 5 条 1 項）、新たに動産譲渡登記事項概要ファイル及び債権譲渡登記事項概要ファイル（以下「動産・債権譲渡登記事項概要ファイル」という。）を譲渡人の本支店等法務局等に備えることとし、これに登記事項の概要を記録して開示する制度が創設された（動産・債権譲渡特例法 12 条 1 項、13 条）。動産・債権譲渡登記事項概要ファイルは譲渡人の商号もしくは名称または本店等の所在地をキーとして譲渡人の商業登記簿等の記録の変更とリンクされている（規則 7 条）<sup>(36)</sup>。

---

(36) 本店等が他の登記所の管轄区域内に移転する場合は、当該他の登記所において旧所在地を管轄する登記所から移送されて新たな登記事項概要ファイルが備えられ、旧所在地を管轄する登記所の登記事項概要ファイルは閉鎖される（規則 6 条 2 項参照）。

また、動産・債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている事項のうち一定の事項を証明した登記事項概要証明書または概要記録事項証明書については、それぞれ指定法務局または本店等所在地法務局等の登記官に対し誰でも交付請求ができるが（動産・債権譲渡特例法 11 条 1 項、13 条 1 項）、譲渡にかかる動産または債権を特定する事項を含む登記事項の全部を記載した登記事項証明書の交付は当該譲渡の当事者、利害関係人または譲渡人の使用人に限って請求可能と制度設計したことにより（動産・債権譲渡特例法 11 条 2 項）、譲渡人の営業秘密や事業戦略の漏洩の防止や債務者のプライバシー保護が図られることとなった。

## 第四節 動産・債権譲渡登記制度の活用実態

### 1 動産譲渡登記制度

(1) 利用件数等<sup>(37)</sup>（動産譲渡登記制度開始後（1年間）の件数）

イ 累計登記申請件数 約 650 件

ロ 登記された動産の個数 約 2 万 2000 個

（75%は倉庫内にある在庫商品等の集合動産として登記されている）

ハ 指定法務局で交付した証明書（債権譲渡登記事項概要証明書及び登記事項証明書） 約 1300 通

(2) 利用状況

登記原因は殆どが「譲渡担保」である。この理由は、従来の譲渡担保取引における占有改定という外形的に判然としない引渡しに代えて公示性に優れた登記によって対抗要件を備えようとするからであるといわれている。また、譲渡担保のほかに「売買」を登記原因とする申請が全体の数%あるが、これら売買を登記原因とする動産譲渡に関する取引の多くについては、

---

(37) 秋山二郎「債権・動産譲渡登記制度」登記研究 704 276 頁（2006）。平 18.3 現在の件数。

資金調達のための資産流動化の一手法であるといわれている「セールス・アンド・リースバック」取引<sup>(38)</sup>に関するもので、通常の真正譲渡売買ではないと予想されている。

### (3) 利用事例

既に登記された動産の種類としては、旋盤、プレス機、建設機械等の機械器具類、酒類、米飯類、海産物・水産物<sup>(39)</sup>等の食料品類が主である。そのほか、指輪・ネックレス等の貴金属商品、牛や豚などの畜産物（ＩＣタグで管理されているブランド豚<sup>(40)</sup>など）、特別法に基づく登録前の船舶・自動車なども申請されており、登記実務上問題となったものとしては、自走式立体駐車場設備<sup>(41)</sup>、バーコードによりコンピューター管理された在庫商品<sup>(42)</sup>、船倉内の漁獲物などがある。

(38) 「セール・アンド・リースバック」取引とは、債務者であるユーザー（譲渡登記の譲渡人）が事業に必要としている所有動産を債務者であるリース会社（譲渡登記の譲受人）に一旦売却して資金を得た上で、リース会社から当該物件のリースを受ける形態をとるものであり、動産譲渡登記は、この際のユーザーからリース会社への動産譲渡を登記するものとなるという。秋山・前掲注(37) 280頁。

(39) 動産の種類を「漁獲物」、保管場所を「船舶の名称」等とした集合動産の譲渡登記申請が受理された事例につき、秋山・前掲注(37) 280頁。

また、船舶（特に登記された船舶）は、その特定性に疑義を生じる場面は少ないと思われることから、また、海にある固定された養殖用の生け簀なども、測量成果（数値）等により、動産の保管場所として特定されうる、と実務上解されているようである。

(40) 中村廉平「アセット・ベスト・レンディングへの取組み」N B L 831号1頁(2006)。

(41) 自走式立体駐車場については、土地の定着物としての不動産性が問題となったが、登記は受理された事例がある。

当該設備の土地への定着性が認められ、土地の定着物（民法86条1項）としての不動産と認められれば、動産譲渡登記は受理できないこととなるが、申請磁気ディスクの記録内容（動産の種類、特質・所在）によって、不動産であると断定することができないとして受理されたようである。秋山・前掲注(37) 280頁。

(42) ＩＣチップやバーコードが貼付された商品は、外見上第三者所有の商品と区別することは困難であるが、商品管理上、そのバーコード等を読み取ることによって、コンピュータシステムのデータベース上からその商品の所有者、商品名、入庫年月日等を確認することができ、保管場所に第三者所有の同種類商品が混在していたとしても一個ごとに区別することができることから、担保権の実行において問題とな

## 2 債権譲渡登記制度

### (1) 利用件数等<sup>(43)</sup>（債権譲渡登記制度開始後（8年間）の件数）

イ 累計登記申請件数 16万9000件

※ 上記のうち平成17年分 約3万5000件（前年比98%増）

ロ 登記された債権の総額 542兆円

※ 上記のうち平成17年分 約126兆円

ハ 指定法務局で交付した証明書（債権譲渡登記事項概要証明書及び登記事項証明書）数 213万件

※ 上記のうち平成17年分 約47万件（前年比13%増）

ニ 債権譲渡登記1件当たりの譲渡等に係る債権の平均個数（平成17年のみ） 約3600個

ホ 債権譲渡登記1件当たりの譲渡等に係る債権の平均債権額 約66億円

### (2) 利用状況

利用実績は制度導入以来順調に伸びており、企業による債権の流動化、資金の調達のための手段という導入目的は果たしつつあるが、債務者不特定の将来債権の譲渡登記については、売掛債権、不動産賃料債権等についての登記申請が、平均して1日に数件提出されるといった状況にある<sup>(44)</sup>。

## 3 新しい担保実務（ABL）

動産・債権譲渡特例法の導入を積極的に呼びかけた業界の思惑は、ABL<sup>(45)</sup>の利用促進にあったといってもよいかもしれない。ABLとは、「動産・債権等の事業収益資産を担保とし、担保資産の内容を常時モニタリングし、

することもなしとして、実務では特定性を認め、登記を受理しているようであることにつき、秋山・前掲注(37) 281頁。

(43) 秋山・前掲注(37) 273頁以下によった。

(44) 宇野有美子=渡部吉俊「最近における動産・債権譲渡登記制度の動向について」民事法情報 244号 10頁（2007）。

(45) Asset Based Lendingの略・前掲注(1)。

資産の一定割合を上限に資金調達を行う手法」のことをいう<sup>(46)</sup>。資産に基づいた貸出行為とは即ち企業の事業そのものに着目し、事業に基づく様々な資産の価値を見極め、これら全体を融資の担保とする直接金融行為をいい<sup>(47)</sup>、動産・債権譲渡特例法に基づき、動産と債権を一体の担保物と捉えて第三者対抗要件まで具備しておくことに大きな特徴がある。

ABLは、必ずしも担保権の実行を想定せず、ゴーイングコンサーンを前提とした形の担保であるから<sup>(48)</sup>、融資をする債権者とこれを受ける企業との従来にも増した緊密で良好な関係を前提として成立する。旧来型の手法では融資が困難であったような企業、例えば固定資産の必要度合いの低い業種や成長企業に対し、ABLでは、それらの企業が有する動産の他、売掛債権や将来債権などの事業収益資産全体を予め担保として契約しておき、かつ、当該事業を債権者が債務者から適時の情報開示を受けてモニタリングを行うことで、債権者の立場からみて安全性を高めた金融が可能となることが期待されている<sup>(49)</sup><sup>(50)</sup>。

---

(46) ABL報告書・前掲注(1) 4頁。ABL研究会とは、平成15年の「企業法制研究会(担保制度研究会)」・「産業金融部会中間報告書」及び翌16年「経済活性化のための産業金融機能強化策」における在庫等の動産譲渡の公示制度の創設と活用に関する提言、並びに動産・債権譲渡特例法の成立を受けて、ABLを企業の成長のために必要な資金の新たな調達手段としてその定着に向けた方向性について検討を進めるために設置された経済産業省産業政策局産業資金課長の私的研究会である。

(47) 商工組合中央金庫では、ABLを「流動資産一体担保型融資」(在庫が販売され売掛金となり、売掛金が回収され流動預金となる事業のライフサイクルに着目し、在庫・売掛金・流動預金を一体として担保取得するとともに一定の極度融資枠を設定するスキーム)と定義している。

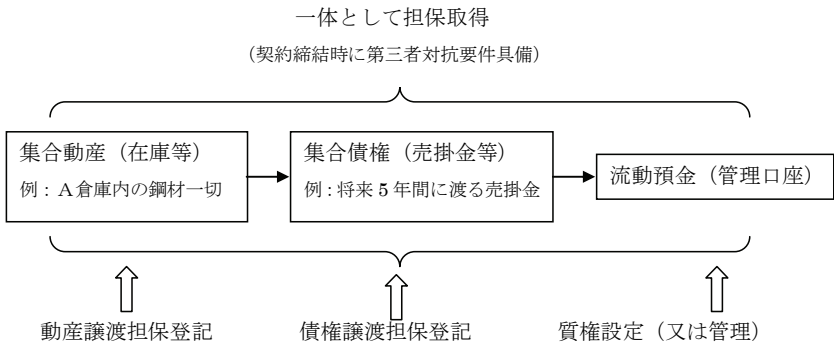
(48) 池田真朗「ABL等に観る動産・債権担保の展開と課題—新しい担保概念の認知に向けて」伊藤進先生古稀記念『担保制度の現代的展開』275頁以下(日本評論社、2006)。

(49) 株式会社野村総合研究所編『動産・債権等の活用による資金調達手段～ABL(Asset Based Lending)テキスト金融実務編(平成18年3月)』10頁(株式会社野村総合研究所、2006)。

(50) ABLについては経済産業省が推進事業に取り組んでおり、動産担保融資の公的保証や担保を評価する専門知識についての資格を認定する「動産鑑定士」制度の創設などの、動産担保融資の普及促進対策にも着手している。秋山・前掲注37 279頁。

最近では経済産業省のバックアップの成果もあり<sup>(51)</sup>、ABLの事例が着実に増えてきている<sup>(52)</sup>。例えば、我が国最初の事例は、商工組合中央金庫と福岡銀行が海産物加工・卸売業では福岡県内有数の企業に対し、商品である昆布等の在庫、これを販売して発生する売掛金、さらにこの売掛金を回収して保管しておく流動預金という事業のライフサイクルを一体として担保として取得した上で、一定の極度融資枠を設定するスキームを組んだ事例であった。ABLでは、借り入れ企業の代表者の不誠実さを裏付けるような違反事例を停止条件とする連帯保証債務を融資契約と同時に締結する制度を採用しており、中小企業に対する経営の規律付けと過度の個人保障からの脱却の両立を図ることも目的としている。

#### (ABLの仕組み)



(51) 平成17年度経済産業省「ABLの普及促進支援事業(予算事業)」のモデル事業として、我が国初の動産登記制度を活用したABLとして実施されたのが、商工組合中央金庫が海産物加工卸業者に対して行ったシンジケートローン型ABL(動産登記番号2500-1)である。

(52) 金融庁は政府の再チャレンジ支援にかかる具体的施策として、金融機関に対し、動産・債権譲渡担保融資、ABL等の実績や事例等を公表するよう要請する予定であり、このような面からもABLの増加が見込まれる。小田大輔「近時における金融行政の諸相 [第3回] ABLと金融検査・監督」金法1796号35頁以下(2007)。



このような融資形態は、従来優先的に担保財産と目されてきた不動産等の財産を有しない中小企業等へ今後増加していくことが予想される。

上記図のようにA B Lは事業のライフサイクルを集合動産譲渡担保及び集合債権譲渡担保（場合によっては預金口座への質権設定まで）を組み合わせることで担保の対象とする融資形態であるが、1つの事業全体を担保財産と捉えることから、その対象事業が企業活動そのものであるような中小企業がA B Lを利用する場合、あたかも企業の存在そのものが事業継続のために金融機関の担保の引当てとなったような状態となる。事業の実体は金融機関の丸抱えとなっているに等しいため、将来の事業展開までを見据えて金融機関と密接な関係を構築することができるという点で債務者にとってのメリットも大きく<sup>(53)</sup>、新しい融資形態として歓迎されている。その一方で、動産・債権譲渡特例法上の第三者対抗要件を具備してA B Lを実行する債権者（通常それは第1抵当権者にも等しい地位を得た金融機関であろうと思われる。）以外の譲渡人の債権者にとってみれば、対抗要件具備の時点において債務者の事業に必要な商品に始まり、これを売り上げることによって得られる債権までの全てについての優先的地位を確保されてしまうという側面も想定され、債権回収の局面においては、常にA B Lを利用した債権者が勝つスキームであるとも考えられる。

滞納者がA B Lの形態によって資金調達をしている場合の租税債権の回収についての問題については第四章で検討することにするが、その前提として、A B Lが集合動産と集合債権を包括的に担保財産とする点が特徴であることに着目し、それぞれの法的性質と相違点を次章で整理しておきたい。

---

(53) 花井正志「新たな資金調達手段としての債権・動産担保融資（A B L）の活用」登記情報 541 号 17 頁（2006）。

## 第三章 集合動産及び集合債権の譲渡担保

### 第一節 集合動産譲渡担保

#### 1 集合動産の法的性質

集合物とは、継続的な共同目的によって客観的に結合させられているために、一般取引觀念上単一のものとして取り扱われる多数を指すが、内容の変動する集合物とは、設定者の売却を目的とする在庫商品のように、それを構成する個々の物が、企業の経営に従って、分離して処分されたり仕入れて加えられたりしながら、しかもなお全体として一個独立の存在が認められるものをいう。そして、その独立が認められるためには、純粹に客観的な事情だけに依存せず、例えばある倉庫の東側の棚にある商品全部というように、人為的な表示ないし標識を加えることによって独立存在を認められることが必要である<sup>(54)</sup>。

上記のように構成部分の変動する集合動産を担保財産とする場合、第三者の期待と取引の安全を守る必要があることから、その特定性については、判例上「構成部分の変動する集合動産についても、その種類、所在場所及び量的範囲を指定するなどなんらかの方法で目的物が特定される場合には、一個の集合物として譲渡担保の目的となりうるものと解するのが相当である」と認められている<sup>(55)</sup>。

かつての通説は、物に有体性を要求し、一物一権主義を採る民法の建前に反すること、法律上一個の物として公示する方法がないことを理由としてこ

---

(54) 我妻榮『新訂担保物権法[第3刷] (民法講義Ⅲ)』663頁 (岩波書店、1971)。

(55) 最判昭 54・2・15 民集 33 卷 1 号 51 頁。本判決は、上のように判示して、倉庫の中の乾燥ネギ 44 トン中 28 トンという特定の仕方について、その特定性を否定した。なお、最判昭 62・11・10 民集 41 卷 8 号 1559 頁は、債務者の「第一ないし第四倉庫内及び同敷地・ヤード内」に存在する「普通棒鋼、異形棒鋼等一切の在庫商品」という文言の特定性を肯定している。

のような考え方を否定していたが<sup>(56)</sup>、現在では、上記裁判例のように、集合動産ないし集合物を目的とする譲渡担保を肯定する見解が通説化している<sup>(57)</sup>。もっとも、そこには、伝統的な民法理論の枠内で処理し、集合動産を目的とする譲渡担保は、あくまでもそれを構成する個々の動産の総和であるとする立場（この立場を、分析的構成あるいは分析論という。）と、経済取引上単一体と見ることができる集合物という概念を物権の対象として積極的に肯定し、集合物自体を目的とする譲渡担保が成立すると考える立場（この立場を、集合物論的構成という。）とがあるといわれている<sup>(58)</sup>。物権の目的物として「集合物」を認めることは、一物一権主義に反するようにも見えるが、何が「一物」であるかは必ずしも常に明確なわけではない。「一物」とは、それ以上分解できない単位というのではなく、取引通念上、1つの物として観念されている客体にほかならない<sup>(59)</sup>。多数ある動産を個々に担保財産とするよりはむしろ、取引通念上1つの物としてくくることによって、担保取引における担保物の評価が定まるとともに（場合によっては、評価が高まることもあるかもしれない）、実際手続も簡便に済むことになる。このような観点から、本稿も、集合物論という場合、集合物論的構成によった考え方を支持すべきであるとする（以下、本稿では、集合物論的構成による見解の立場を「集合物論」という。）。

したがって、流出・搬入が繰り返されている在庫商品のように常に構成要素が流動している（入れ替わる）動産群、例えば、鉄鋼会社の倉庫にある鋼材は、加工のため倉庫から運び出されるものと定期的に補充されるものとが

---

(56) 田中壮太・最判昭62・11・10判解『最高裁判所判例解説民事編（昭和62年度）』668頁（1990）。

(57) 道垣内・前掲注(15) 366頁。田中・前掲注(56) 668頁。

(58) 田中・前掲注(56) 668頁。内田貴『民法Ⅲ（第3版）』540頁（東京大学出版会、2006）。

(59) 内田・前掲注(58) 540頁では、例として、自動車を購入する消費者にとって自動車は一物であるが、部品メーカーにとっては、自動車はおびただしい数の部品の集合体であることを挙げられている。以下、この節の記述は同書に大幅に拠った。

混在し、常に新陳代謝を繰り返しながらも一定量が保管されている状態にあり、このような流動型の集合動産である場合には「倉庫内の鋼材一切」という特定で財産を認識することが可能である。

## 2 集合動産譲渡担保

### (1) 集合動産譲渡担保の法的構成

集合動産担保の類型として今日最も活用されているのは、集合動産譲渡担保であるといわれている。仮に、担保財産が流動性を有しない物の集合であったならば、それは譲渡担保権が個々に設定された物の集合体がひとつの塊として存在しているもの、と解することが可能である。この場合、設定者は権利者から譲渡担保権を個々に解除してもらえば、個々の財産の自己による処分が可能となる。

若しくは抵当権の場合と同じように、付加一体物として全体を一塊にくくる考え方もある。

しかし、集合動産譲渡担保の場合、その構成要素である動産のひとつひとつに対し、分析的構成に基づき一物一権主義によって厳密に譲渡担保の成立をあてはめようとするならば、個々の構成動産毎に個々の譲渡担保が成立するという考え方をを用いるほかなく、構成要素の入れ替わりをいかに説明するかという問題点が生じる。

集合動産譲渡担保では、譲渡担保に供した後の個々の財産についても、設定者が自ら処分することが当然として認められなければ、その利用価値がないにも等しいのであるし、個々の動産すべてについて逐一対抗要件を具備することは、手続的にも金銭的にも実務上大変な困難を伴うことが多かったことから、集合物論的構成に基づく見解が採用されてきたのは必然の流れともいえる。

集合物論にしたがい、個々の構成物は譲渡担保の直接の目的物ではなく、集合動産全体が一個の集合物と観念され、この集合物上に譲渡担保権が成立することが可能となり、個々の動産には当然にその効力が及ぶと考えら

れる。また、対抗要件も集合物全体に一括して具備すれば足り、個々の動産について対抗要件を具備する必要はないことになるから、構成動産の入れ替わりは単に構成要素の変動に過ぎないというのが通説的見解である<sup>(60)</sup>。

すなわち、集合動産譲渡担保の効力は、譲渡担保権の対抗要件が集合物全体に具備されていれば、個々の動産はこの集合物に入ることによって対抗要件の網の中に入り、集合物から出ることによって対抗要件の網の外に出ることになる<sup>(61)</sup>。動産・債権譲渡特例法上に基づく登記の8割以上は登記原因が譲渡担保であるといわれている<sup>(62)</sup>、このような集合物論に下支えされた結果、現在では集合動産が譲渡担保目的物として大いに活用されている。

## (2) 特定性の問題

集合動産の場合であっても、物権一般の客体と同様、担保財産としての特定性が認められる。最高裁昭和62年11月10日第三小法廷判決<sup>(63)</sup>（以下「昭和62年判決」という。）では、債務者の「第一ないし第四倉庫内及び同敷地・ヤード内」に存在する「普通鋼棒、異形鋼棒等一切の在庫商品」について、集合動産譲渡担保権の成立を認めた。

目的物の特定の程度に関して、最高裁は態度を明らかにしていないようであるが、少なくとも、いわゆる全部譲渡担保方式の場合には目的物の範囲が特定していると解しているようであり<sup>(64)</sup><sup>(65)</sup>、集合動産の一部だけが譲渡担保に供されている場合や、量的範囲が抽象的にしか指定されていない場合<sup>(66)</sup>、所在場所と量的範囲の双方について具体的な指定を欠く場合には、

---

(60) 前掲注(30)のうち高木 368 頁。

(61) 事後的に構成部分になった動産についても、占有改定の対抗要件が及ぶ（前掲注(55)のうち最判昭 62・11・10）。

(62) 秋山・前掲注(37) 276 頁以下。

(63) 前掲注(55)。

(64) 内田・前掲注(58) 541 頁では、「一切」という特定方法で種類・場所及び数量が譲渡担保の及ぶ範囲として明確にされているとしている。

(65) 東京地判和 44・3・29 下民集 20 卷 3、4 号 179 頁。

(66) 大分地判昭 39・5・22 判タ 162 号 195 頁（1965）。

目的物の特定性を否定した裁判例が多いようである<sup>(67)</sup>。また、基準時については、目的物の特定が設定契約と必ずしも同時でなくともよい<sup>(68) (69)</sup>。

集合物として認められるのは、「物が集合して経済的に単一の価値を有し、取引上の一体として取り扱われる場合」<sup>(70)</sup>であるとされ（通説）、この集合物が単なる動産群ではなく、経済的一体性を観念することができるか否かが重要となる<sup>(71)</sup>。そして、経済的一体性が観念された上で設定された担保物権の効力の及ぶ範囲を特定して、一般債権者などの第三者の期待を害さず取引の安全を守ることが必要である。

ただし、このような通説といわれるものに対しては、「どのような場合にそのような一体性があるかは一義的に明確ではなく、取引の不安定さをもたらすように思われる。特定性さえあれば、物権の対象として認識するに十分ではあるまいか」<sup>(72)</sup>との疑問を呈するものもある。

このように、特定性については、学説上、経済的一体性の要否について見解の相違はあるが、実務上、集合動産の特定の仕方については、昭和62年判決以後、次のように整理されたものが参考になろう。

(67) 最判昭54・2・15民集33巻1号51頁。設定者が倉庫業者に寄託中の乾燥ネギ44トンのうち28トンを譲渡担保に供した事案。このほか、最判昭57・10・14判時1060号78頁は、譲渡担保設定者の店舗・居宅内に存すべき運搬具、什器、備品、家具一切を目的とする譲渡担保契約が締結された事例につき、契約成立の要件としての目的物の外部的、客観的特定に欠けると判断された。

(68) 岡山地判44・6・2判時575号69頁（1969）。

(69) 千葉恵美子「集合動産譲渡担保の効力(1)」判タ756号34頁（1991）によると、判例は、集合動産譲渡担保を巡る問題を、担保の目的物は特定していないとして譲渡担保の成立を否定するという法律構成を通じて、①他の債権者ないし第三者が被る不測の損害を回避し、②設定者に対する譲渡担保権者からの目的物引渡請求を棄却し、③集合動産譲渡担保権者による駆け込み担保取得を制限してきたことになるから、目的物の特定という作業に多くの効果が結び付けられているとすれば、特定性の具体的メルクマールを客観的に画定することはそもそも困難である。

(70) 我妻榮『新訂民法総則（民法講義Ⅰ）』205頁（岩波書店、1965）。

(71) 前掲注(30)のうち高木369頁。

(72) 前掲注(30)のうち道垣内328頁。道垣内弘人「集合物と集合債権」法学教室303号31頁（2005）。

以下、譲渡財産を特定するための「種類、所在場所、量的範囲の指定」について、具体的に例示する<sup>(73)</sup>。

#### イ 種類の指定

どの程度の抽象度の種類であってもよい。具体的指定（例えば、タバコ、コーヒー豆、冬物背広等）であれば問題ないが、包括的指定（例えば、原材料、動産、在庫商品等）であっても、それが所在場所、量的範囲の指定と相俟って担保の目的物が特定されることは十分考えられる。

#### ロ 所在場所の指定

目的物全体に標識が付けられる性質のものである場合には、設定契約上一定場所に所在する物のうち一定の標識付きの物のみを目的物とする旨取り決めることで特定されるとみてよいから、目的物を別置しなくてもよい。勿論、目的物がそれ自体として非担保物と区別できる場合は、標識は不要である。一定倉庫内の同種の商品の一部を担保に供するときは、これを別置し、設定契約でその旨を約定する（例えば、「中央通路の東側の商品」）ことにより特定する。一定の所在場所内の商品全部を担保に供するときは、当該場所の指定のみで足りる。

#### ハ 量的範囲の指定

一定の所在場所の物全部が担保に供されるときは問題を生じない（例えば、「〇〇倉庫内にあるサケ缶詰全部」）。全部譲渡方式による限り、それだけで担保物の範囲の特定に十分である（一定場所にある物について目録作成が約され、これを担保権者に送付する旨取り決められることがある。これが、担保権者の現状把握を容易にし、担保に服することについての立証にも役立つことはいうまでもない。しかし、そのような取決めがされなくても、目的物の範囲は特定していると解される。）。

一定の所在場所にある物の一部が担保に供される場合に、例えば「〇〇倉庫内のサケ缶詰 3分の1」と指定されただけでは、「3分の1」が具

---

(73) 田中・前掲注(56) 670頁以下の記述に拠った。

体的物件のどの部分なのか判然としないから、目的物の特定を欠くことになる。この場合は、標識を付すとか、別置するとかした上、設定契約でその旨表示しなければならない。

## ニ 附帯条件の影響

設定者以外の者（第三者）の所有に属する物を除外する趣旨の附帯条件が付されると、目的物の範囲は特定を欠くことになるから、標識等を施すようにしなければならない。

### （3）集合動産譲渡担保の目的物（固定化）

#### イ 固定化の重要性

譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権を実行するに当たっては、その目的物が集合物論の下で構成要素の入れ替わりを前提とする抽象的な存在のままでは強制執行の対象となる動産がどれであるか判然としないから、実行の対象となる個々の動産を特定するため、構成部分の流動を固定する必要がある（以下、集合物の内容を固定することを「固定化」という。）。固定化には、債務不履行等の事実のほか譲渡担保権者の実行通知が必要であると考えられている。

固定化が起きた場合に譲渡担保の対象となる動産について、昭和 62 年判決は、「対抗要件の具備の効力は、その後構成部分の変動したとしても、集合物としての同一性が失われない限り、新たにその構成部分となった動産を包含する集合物についても及ぶ」と判示している。この部分については、「当初の契約後、集合物から逸出した動産は、当然譲渡担保の拘束から開放されるとともに、新たに集合物の構成部分となった個別の動産は、そのことによって当然（個別の占有改定を必要とせず）、当該譲渡担保の拘束に服することになり、したがって対抗要件についても当初の集合物についてされた占有改定の効力がそのまま当然に及ぼされることになる」と解されている<sup>(74)</sup>。さらに同判決の調査官解説では

---

(74) 田中・前掲注(56) 676 頁。



これを比喻して、「集合物についてひとたび譲渡担保権が設定された後に集合物の構成部分となる個々の物は、あたかも一つの機械に対する部品のようなものであって、部品は、一旦機械に取り付けられた以上は機械に吸収されてこれと一体化してしまい、既に、機械について設定されている譲渡担保の拘束に当然服することになるのと同様、集合物譲渡担保に服することになる」のであって、「このことは、集合物論の当然の帰結といって差し支えな」とされている<sup>(75)</sup>。

このことからすると、昭和62年判決は、集合物を経済的にだけではなく、法律上の一つの「物」と解し、集合物内に個々の動産が搬入されると、当該動産は集合物の構成部分としてこれに結合すると解しているようであるが、個々の物に法的効力が及ぶか否かについては、統一された見解は現在のところ示されていないようである<sup>(76)</sup>。

いずれにしても、集合物として捉えられない個別動産（譲渡人に当然認められた権限の範囲内で処分された場合の動産や、当該権限の範囲外であっても搬出等により集合物の構成要素でなくなった場合の動産<sup>(77)</sup>）は、譲渡担保設定者の債権者（第三者）が自己の担保の引当てとすることが可能である。そして、その対象は「固定化」によって明確にされる<sup>(78)</sup>。

---

(75) 田中・前掲注(56) 676頁。

(76) 千葉・前掲注(69) 36頁以下では、個別の動産が集合物を構成しているとする考え方を批判し、集合動産譲渡担保の本質的特色と相容れないとするほか、価値枠論、債権契約説についても言及し、集合物としての同一性とは、①設定時に存在した個別動産間の客観的経済的結合ないし経済的一体性が維持されていること、②設定時において集合物を組成していた個別動産群との場所的近接性ないし一体性があることの2点を必要条件としている。

また、道垣内・前掲注(30) 327頁では、通説では、集合物に譲渡担保が設定される結果、同時に個別動産も直接に譲渡担保目的物になりうるといながらも、私見として、譲渡担保の目的物は集合物そのものであり、個々の動産は譲渡担保の直接の目的物ではない、とする。

(77) 道垣内・前掲注(15) 1頁。

(78) 「通常の営業の範囲」における処分を当然に認められるものとしたのは、前掲注(18)が初めてである。

そこで、集合動産譲渡担保権者にとっては、固定化の時期が重要となる。

#### ロ 固定化の時期

固定化は、譲渡担保契約（及びこれに付随する融資契約）が順調に推移しなくなったことに起因する担保権の実行や強制執行（目的物に対する執行官保管の仮処分の申立て、保全管理命令、包括的禁止命令、担保実行禁止保全処分、更生手続開始決定等）等、担保設定者の倒産手続に際して遅くとも倒産手続の開始決定により起こると解されている。しかしその時期に関しては、保全管理命令の発令時とする説<sup>(79)</sup>や、倒産手続開始決定時とする説<sup>(80)</sup>などに分かれている。

滞納処分がなされたことを固定化の事由とする直接の見解は見出せないが、滞納処分による差押えは租税債権回収を目的として自力執行権を伴う強力な公的権限によって行われるものであり、その多くの場合滞納者は倒産類似の状況に追い込まれ、自力での更生、再生が困難な状況に置かれていることにかんがみれば、滞納処分による差押えも固定化の事由のひとつに含まれると解することができる。したがって、滞納処分による差押えの効力が発生した時点で担保目的とされた集合動産は固定化し、その時点より以降流動する動産については譲渡担保権者の権利は及ばないと解されるから、当該集合動産を譲渡担保権者が実行することはできなくなる<sup>(81)</sup>。

なお、一般的な集合物譲渡担保契約書においては、「債務者が債務の一部または全部の履行をしないとき」、「差押え、仮差押え、競売、租税

(79) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保の処遇」NB L69号79頁（2004）。

(80) 伊藤眞『破産法（第4版補訂版）』342頁（有斐閣、2006）。

(81) 籠池信宏「倒産手続と担保（13）倒産手続における非典型担保」金法 1766号49頁（2006）。再建型の場合における私債権者における実務上の取扱いとしては、管財人等と担保権者との間で固定化した担保目的物につき管財人等の自由処分を認める代わりに、集合物に流入する資産について担保の存続を認め、将来に渡り一定の価額の資産を担保として確保する旨の和解的同意をなすことが一般的である。

滞納処分を受け、または破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の申立てがあったとき。」「監督官庁より営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき」、「資本減少、営業の廃止若しくは変更、または解散の決議をしたとき、あるいは清算または内整理の手続に入ったとき。」等が固定化発生事由として記載されていることが多い<sup>(82)</sup>。

## 第二節 集合債権

### 1 集合債権の法的性質

集合物概念によって解される集合動産譲渡担保と異なり、集合債権譲渡担保の場合、そのリーディングケースである最高裁平成 11 年 1 月 29 日第三小法廷判決（以下、「平成 11 年判決」という。）<sup>(83)</sup>では「債権譲渡契約にあつては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである」とされ、法的性質にやや相違点が見られる。範囲を特定しなければならない、と述べる点では集合動産の場合と同じであるが、「集合」の概念は動産に比べ明示的ではない。

近年、集合債権譲渡担保についても、集合動産と同様の取扱いを期待する見解が増えつつあるが<sup>(84)</sup>、集合債権については、大多数の学説が支持するところでは、対象となる債権が特定され、有効に債権譲渡がされていれば、譲

---

(82) 植垣・前掲注(5) 82 頁。

(83) 前掲注(11)。

(84) 秦光昭「集合債権譲渡担保の理論構成と実務対応」金法 1242 号・39 頁以下(1990)。東京地裁会社更生実務研究会『会社更生の実務（上）』265 頁（社団法人金融財政事情研究会、2005）。

渡担保の対象となるのは個々の債権であり、一回の通知による包括的な譲渡が可能とされていることから、あえて「集合物」概念を持ち出す必要はないと解されている<sup>(85)</sup>。

## 2 集合債権譲渡担保

### (1) 集合債権の法的構成

集合債権譲渡担保において問題とされてきたのは、一括譲渡される複数の債権を、ひとまとまりの債権として扱えるか、ということよりもむしろ、将来個々の債権を有効に譲渡できるか、という点にあった。そして、この点については、将来における債権発生の可能性の大小は将来債権譲渡の有効性を左右せず、公序良俗違反とならない限り長期間に渡ってもよいことが平成 11 年判決によって示されている。

判例・通説は、集合動産の場合における集合物論のような「集合債権」についての概念を用いまいまま、将来の複数の個別債権の譲渡の有効性を承認し、かつ、内容の変動を「取立委任」と「取り立てた金銭の引渡しを要しない合意」という構成によって説明することにしたのである。そしてこのため、集合債権譲渡担保における対象債権については、その経済的一体性等は要求されることはなく、あくまで、譲渡担保権が設定された個別の債権が(たまたま)一緒に譲渡されているにすぎないと解されながら<sup>(86)</sup>、契約の当初からその対象は明らかになっており、固定化の問題は起こらないと通常考えられている。

集合債権譲渡担保についても、集合債権を構成する個々の債権について譲渡担保が成立するのではなく、将来発生する一定の枠内の債権群について譲渡担保が成立するという集合物論を前提とする立場からは、例えば会

---

(85) 椿寿夫『集合債権の研究』166 頁(有斐閣、1989)、角紀代恵「流動債権譲渡担保をめぐる混迷」、椿寿夫編『担保法理の現状と課題』別冊 N B L 31 号 203 頁(商事法務研究会、1995)、前掲注(30)のうち道垣内 343 頁など。

(86) 道垣内・前掲注(72)のうち法学教室 34 頁。

社更生手続において保全管理命令後又は更生手続開始後に発生した債権に集合譲渡担保の効力が及ぶのか否か、といった局面について、その集合債権譲渡担保に第三者対抗要件が具備されていれば、集合譲渡担保設定時に既に対抗要件が備わっていると解されることから、上記手続開始後に発生した債権にも、債権譲渡担保の効力が及ぶことになる<sup>(87)</sup>。

しかし、上記の局面においては、更生手続開始前の会社と、保全管理人又は管財人とは法的主体が異なるので、手続開始以後に発生する債権についてこのように解することには疑問があり、開始決定前に債務者が設定した集合債権譲渡担保の効力は、開始決定以後は及ばないものと解するのが相当である<sup>(88)</sup>。

## (2) 集合債権の譲渡の時期

上記(1)のように、集合債権譲渡担保の目的債権は契約当初から特定されているが、個々に存在する債権について将来債権譲渡契約が有効に締結され対抗要件が具備されても、具体的に個々の債権が発生するまでは債務者に一定の行為を請求することはできない。このことは、将来債権譲渡契約が成立しても、実際に債権が発生するまでは債権が移転しないと考えるし、一方、契約時に債権が移転するが、その内容が空であるだけと考えることもできる。

この点につき判例は、将来債権譲渡における債権の移転の時期について、債権発生時に何らの手続を要せずに譲受人に債権が移転しており<sup>(89)</sup>、さら

---

(87) 前掲注(84)のうち東京地裁会社更生実務研究会 266 頁。上記のほか、①保全管理人又は管財人の活動によって得られた財産が、別途の財産を構成するわけでもなく、一体として更生会社の財産となること、②動産・債権譲渡特例法による第三者対抗要件が備えられている場合には、集合物論を前提としなくても、新たに発生した債権にも第三者対抗要件が具備されており、保全管理人又は管財人に対抗できる、との理由が挙げられているが、②の対抗要件について民法上の対抗要件と異なる解釈になること理由については不詳。

(88) 伊藤真『債務者更生手続の研究』348 頁（西神田編集室、1984）。

(89) 大判昭9・12・28 民集 13 卷 23 号 2261 頁。この判決によれば、将来債権の譲渡の通知は譲渡行為があったことの実事上の通知であって、権利移転の法律上の効果を通知

に、譲渡担保となった時期については、平成19年2月15日最高裁第一小法廷判決<sup>(90)</sup>（以下、「平成19年判決」という。）が、将来債権が譲渡され対抗要件が具備されていた場合、国税徴収法24条との関係において、「法定納期限等以前に譲渡担保財産となってい」と判断した。

---

するものではないから、債権の成立前であっても債権譲渡通知を有効になすことが可能であり、第三者対抗要件の具備が可能である。

(90) 前掲注(19)。

## 第四章 動産・債権譲渡特例法と滞納処分

### 第一節 動産・債権譲渡特例法上の第三者対抗要件を具備した私債権と租税債権が競合した場合の優劣基準

債権譲渡と差押えの優劣の判定基準は、民法 467 条に規定された対抗要件を備えた時点と法定納期限等の先後で判断するという大原則であり、さらに多くの裁判例がこれを補足してきたのは既に第一章で説明したところである。動産・債権譲渡特例法の制定は、民法上の対抗要件具備の特例として譲渡登記を加えたものであり、第三者対抗要件の選択肢を広げたものであるが、滞納処分の局面において、民法 467 条に定められた対抗要件具備と同一に扱うことの可否については一考を要する点がある。

それは、特に事業や規模の特色上、保有する価値ある資産の殆どが売掛金等の債権である場合が多い中小企業が動産・債権譲渡特例法上の登記を利用して長期間に渡る将来債権譲渡担保契約を締結し第三者対抗要件を具備した場合、当該譲渡担保登記に後れて発生する国税の法定納期限等は必然的に対抗要件具備の時点より遅いため、国税徴収法 24 条の賦課要件を満たさず、租税債権の回収は極めて困難となる可能性が高いということである。動産・債権譲渡特例法では債務者が特定されていれば 50 年間もの長期に渡り、不特定の場合でも向こう 10 年間に得る予定の債権につき譲渡担保登記を行うことが可能であるから<sup>(91)</sup>、毎月や毎年といった課税年度の基準に従って発生する租税債権の法定納期限等と登記の時点を優劣判定の基準とする限り、譲渡担保財産に対しての滞納処分は不可能といわざるを得ない。

これは、動産・債権譲渡特例法が債務者対抗要件と第三者対抗要件とを分けて具備することを可能としたことに起因する。

---

(91) 勿論、50 年間の将来債権譲渡の登記を行う場合も理論的には可能であるが、中小企業の事業継続を前提とすれば譲渡担保を原因とした登記を想定することが現実的であろう。

以下では、国税徴収法の制定趣旨の観点からこの問題を検討する。

## 1 譲渡担保の法的性質と租税債権の優先性（租税徴収制度委員会報告から）

### （1）旧国税徴収法の規定

現行国税徴収法の制定は昭和34年であるが、それ以前の国税徴収法（以下、「旧国税徴収法」という。）においては、一般私債権に対する国税優先の原則が定められていた上、担保物権によって担保される債権、すなわち滞納者の財産上に質権又は抵当権が設定されていても、これらの担保権付債権と競合する租税がある場合には、当該租税の納期限よりも1年以上前に担保権が設定されたことを、公正証書をもって証明しなければ、その競合する租税債権に優先しないこととされていた<sup>(92)</sup><sup>(93)</sup>。しかし、一般私債権に対する優先はともかく、担保物権によって担保される債権に対して、担保権の設定時に予測し得なかった租税債権が優先的に徴収できることに対しては、私法秩序を脅かすものとして、私法学者等から強い批判を受けていた<sup>(94)</sup>。

このような事情を背景として租税徴収制度のあり方を検討するために設けられた租税徴収制度調査会において、租税債権と私債権の関係について

---

(92) 旧国税徴収法制定当時（明治30年）の租税制度の中核をなす税は酒税、地租であり、これらの税は、租税債権が確定してから1年以内に納付するものであったため、当該租税の1年以上前に担保権が設定されたことの証明を求めても、必ずしも不当な制度であったとは言えないとされている。吉国二郎ほか編『国税徴収法精解（第17版）』13頁（大蔵財務協会、2005）。

なお、元老院の旧国税徴収法の審議過程において、担保権者についての優先を納期前1年に限った際に、一部の論者から、租税は本来一般私債権に優先すべきものなので、1年と言う制限をつけるのは不当ではないか、との意見があったことが述べられている（青山善充ほか編『租税法制定資料全集—国税徴収法〔昭和改正編〕（1）』192頁（信山社、2002）〔吉国発言〕）。

(93) 旧国税徴収法においては、法定担保物権のうち先取特権、留置権に対しては、滞納処分執行に当たって全く無視されており、この点も法定担保物権により担保される債権の扱いとして適当ではないとされた。吉国・前掲注(92) 14頁。

(94) 前掲注(92)のうち吉国 12頁。



の問題は、担保のない一般私債権と租税との優先劣後関係と、担保付私債権と租税の優先劣後の関係に分けて考えられた<sup>(95)</sup>。特に、後者の担保付債権と租税の優先劣後の関係については、公示を伴わない租税が公示を伴う担保物権に優先してよいのか、と言う観点から議論がされたようである<sup>(96)</sup>。

担保のない一般私債権と租税との優先劣後関係について、「租税は、その性格の特殊性にかんがみ、現行どおりすべての一般私債権に優先することとする」と租税徴収制度調査会答申に盛り込まれ、租税の優先徴収権を認められた。

一方、担保付私債権と租税との優先劣後関係については、「現行制度を基本的に改め、原則として、租税を優先して徴収しないこととすべきである」として、担保物権制度における公示の原則との調整を図り、「納税者の財産に担保物権を設定する第三者に対し、租税の存在が明らかとなる租税の法定納期限<sup>(97)</sup>（その納期限後に租税が賦課されたときは、その賦課の通知を発した日）前に設定された担保物権により担保される債権に限り、租税を優先して徴収しないこと」が答申された。

## (2) 国税徴収における譲渡担保の取扱いをめぐる議論

以上のように、租税徴収制度調査会答申では、法定担保物権について、租税の法定納期限等<sup>(98)</sup>との先後により優先劣後の関係が決められた。ところで、旧国税徴収法のもとでは、質権、抵当権等の担保物権を設定しても、その後に発生する租税債権に劣後するおそれがあったため、実務においては、譲渡担保等による担保権<sup>(99)</sup>が利用されていた。そこで、これらの実質

(95) 前掲注(92)のうち青山 15頁。

(96) 前掲注(95) 275頁以下〔中田発言〕参照。

(97) 現行の国税徴収法においては、「法定納期限等」として、同法第15条1項に具体的に規定されている。

(98) 答申当時には「法定納期限等」という表現は使われていないが、以下では、現行法の規定に合わせて、引用以外ではこの表現を使うこととする。

(99) 租税徴収制度調査会においては、「譲渡担保、仮登記、相殺、買戻権、再売買の予約、交互計算または信託等による租税優先権の回避」が問題となっていた（「租税徴収制度調査会答申」第四 租税徴収制度改正に関する主要検討事項、二 個別的

的な担保権についての取扱いをどうするかが、法定担保物権に対する取扱いの議論と並行して、同調査会で議論された。

以下では、譲渡担保についての議論を中心に概観する。

旧国税徴収法においては、「譲渡担保は、すべて所有権の移転を伴うから、譲渡人の滞納によりこれを差し押さえることができないので、租税の優先権は働かない。ただし、譲受人の滞納の場合には、これを差し押さえることができる。」と国税徴収法基本通達にその取扱いが定められ、所有権の移転に着目して事後の法律関係を見るという、当時の通説的見解に拠った解釈がされていた<sup>(100)</sup>。

租税徴収制度調査会において、譲渡担保をどのように取り扱うかということについて、大きく2つの考え方に分かれていた。

一つ目は、従来の解釈に基づくものであり、所有権その他の財産権の移転ということに着目した見解である。法務省民事局はこの見解を採り、調査会にも意見書<sup>(101)</sup>が提出され、担保権と同列に扱うことに疑問を持って

事項参照)。

(100) 前掲注(92)のうち青山 264頁。

(101) 調査会に提出された意見書では、「譲渡担保は、所有権その他の財産権そのものの移転によって債権担保の経済目的を達しようとする制度の一つであって、譲渡担保権者は、移転を受けた権利を担保の目的にのみ行使すべき債務を負うものであるが、移転を受けた権利は、質権、抵当権のような制限物権ではなくて財産権自体であり、担保設定者には、債務の弁済を条件とする返還請求権がその責任財産として残存するに過ぎないのであって、このことは、譲渡担保が清算的なものであっても流質的なものであっても異なるところはない。譲渡担保権者は、担保の目的財産の取得が債権の担保のためではあっても、対外的には、所有権その他の財産権を無条件に取得するのであるから、譲渡担保の対外的効力は、画一的に理解するのが当然であって、租税その他の債権との競合の場面においてのみ優先弁済権にすぎないものとして二様の効力を認めることはできない。また、譲渡担保が優先弁済を受ける効力をもつというのは、質権、抵当権がその本体としてかかる効力を有するのとはその趣を異にし、譲渡担保権者が自己に属した財産権自体を行使して債権の満足を確保するという経済作用を指称するだけのことであるから、譲渡担保権と租税債権その他私債権との優先順位ということは、もともと考慮の余地のない問題である。譲渡担保の法律構成は以上のとおりであるから、租税債権ないし私債権の実行手続きのうえでこれを質権等と同視することは、解釈論としても賛成できないし、譲渡

いた。

もう一つの考え方は、譲渡担保を質権又は抵当権に準ずる担保的機能を果たす制度の一つと位置付け、このために質権又は抵当権等の法定担保物権と同様の取扱いとする見解である。この場合、国税債権の優先劣後を決する基準を法定担保物権に対するものと同じく法定納期限等によることとし、その譲受財産の価額を限度として納税者の第二次納税義務を譲渡担保権者に負わせて徴収することが主張された。第二次納税義務を負わせることとしたのは、「実際上譲渡担保については所有権の移転の措置がとられており、そういう民事上の私権の設定その他を税務上ひっくり返すということは適当でない」<sup>(102)</sup>からである。

結局、租税徴収制度調査会答申においては、「租税の徴収も担保物権の公示の原則を尊重して行うこととする反面、租税との関係においてこれらの担保物権に対して与えられている保護以上のものを譲渡担保に与えることは、租税の徴収確保ならびにその公平の実現を図るため、適当でないから、譲渡担保設定者の滞納がある場合においては、譲渡担保設定者の租税の徴収に関する限り、第二次納税義務に準ずる物的納税責任という構成により、私法関係に直接影響を与えることを避けつつ、担保財産は譲渡担保設定者に実質的に帰属しているものとして、次により措置すべきである」として、後者の考え方が採用された。

### (3) 租税徴収制度調査会の答申と国税徴収法 24 条の立法

租税徴収制度調査会答申の確定に当たり、いくつかの重要な点について意見の一致が見られず、最終的に多数決により決定された。譲渡担保の取扱いもこの中に含まれ、法律立案の際の関係官庁の折衝に譲られることとなった。その後、立法に至るまでの間に、「答申に書かれた希望」<sup>(103)</sup>に基

---

担保のあり方を根本的に改めるのでなければ、立法的にも無理である」とされた（前掲注(92)のうち青山 293 頁）。

(102) 前掲注(92)のうち青山 413 頁。

(103) 答申の「まえがき」には、「国税徴収法以外の分野に関する諸点については、関係

づき、租税徴収制度調査会委員幹事打合会が開催された。この会議において、法務省から「租税と譲渡担保との関係」として異議が出されたため、再度議論がされたものの、個別の問題点についての結論は出されず、答申の基本線維持という考え方に落ち着いたようである。

以上のような経緯により、国税徴収法 24 条が制定された。国税徴収法は、判例上認められ、成文法の拘束を受けない担保権である譲渡担保について、唯一、法律の規定によって国税債権との関係上制限を設けたものである。なお、答申においては、抵当権等と同様の基準で租税債権との優先劣後を決定するものとしていたが、立法段階において、譲渡担保が法定納期限等以前に設定されていた場合には、その効力を強めて特別な措置をとらないこととし、抵当権等であれば国税に劣後する場合に相当する場合のみ同様の優先劣後関係とすることとした<sup>(104)</sup>。

#### (4) 現行法の規定

集合動産譲渡担保のように、「集合物」概念を用いて解釈した場合には、実際の内容物が入れ替わったとしても、集合物を全体として一つのものとするため、譲渡担保契約を締結した時期が、国税の法定納期限等以前である場合には、国税徴収法 24 条を適用できない。国税徴収法基本通達においても、「集合物が譲渡担保財産である場合において、その担保権が設定された後その集合物に加えられた財産について、法第 24 条第 8 項の規定を適用するに当たっては、その加えられた財産が集合物として同一性がある限り、当初の譲渡担保権が設定された譲渡の時期をもって、その財産の譲渡担保財産となった時として取り扱う」<sup>(105)</sup> こととして、国税徴収法 24 条を適用

---

官庁の間において十分な調整を図るべきであるが、この答申の趣旨と重要な点について異なる立法措置を講ずるときは、あらかじめ当調査会の委員に諮られるよう希望する」と記載された。これは、租税徴収制度調査会が国税徴収法全体の構成を再検討し、体系的な改正を企図して答申を作成したため、実際の立法に当たり、法律としての一体性を確保することを目的としたためである。

(104) 前掲注(92)のうち青山 25 頁。

(105) 国税徴収法基本通達 24 条関係 32 参照。

しない取扱いとしている。

しかし、「集合物」概念は、動産群に一つの譲渡担保権の成立を認め経済界の需要を満たすための道具概念に過ぎないとされ<sup>(106)</sup>、債権が新陳代謝によって入れ替わるのではなく、債権の発生及び取立てによる消滅を繰り返すものの、債権は個々に特定できる集合債権譲渡担保について、あえてこの考え方をを用いる必要はないこと及び、「集合物」概念を前提としても、動産が集合物の構成部分となるまでは譲渡担保財産とならないように、実際に債権が発生しない限りは、担保の目的とはならないから、「集合物」論を前提とした解釈によっても、集合債権譲渡担保契約締結時に譲渡担保財産となったということはできず、債権発生時を基準として譲渡担保財産となった時期を捉えるべきであるとする主張も存在した。

租税法上で「将来債権」は、担税力がないことから、債権としての実質がないものとして扱われる。実際に課税対象となるのは、その後に、個々の債権が発生した時であるから、租税法の考え方によれば、債権が発生するまでは、担保を目的とすかどうかを問わず、滞納者が財産を譲渡することはできない（譲渡すべき財産がない）ことにもなる。

この点が争点となったのが、第一章第二節3(4)で紹介した平成19年判決である。

## 2 平成19年判決からの考察

滞納者がその財産を譲渡担保に供した場合で、滞納者の財産につき滞納処分を執行してもなお国税に不足すると認められるときは当該譲渡担保財産から滞納者の国税を徴収することができるが（国税徴収法24条）、その場合の譲渡担保権と租税債権との優劣の判定は、その債権が「譲渡担保財産となつた」と法定納期限等とを比較して行われる（同条8項）。しかし、将来債権譲渡担保契約締結の時点では、当該債権はまだ発生していない。そこで、譲渡

---

(106) 前掲注(30)のうち高木366頁。

担保債権が将来債権であった場合、「譲渡担保財産となった」時がいつであると解されるかによって、国税徴収法 24 条の適用が可能となるか否かの結論が分かれるのではないかが争点となり、具体的に債権が発生した時に移転するとの見解（以下、この見解を債権現実発生時説という。）と、譲渡担保契約を締結し第三者対抗要件を具備した時に移転するとの見解（以下、この見解を対抗要件具備時説という。）が対立することとなった。

平成 19 年判決の原審<sup>(107)</sup>は、将来債権譲渡担保契約が締結された将来債権について、契約締結と同時に移転することは不可能であり、同契約は将来、その債権が発生したときにその権利を取得できるという一種の期待権を譲受人に取得せしめることを目的とするにすぎない、として、譲渡担保権者に国税徴収法 24 条の物的納税責任を認めた。

上記原審の判断に対しては、原審と同じ将来債権現実発生時説に立つ判例批評もあったが<sup>(108)</sup>、金融実務界を中心として、キャッシュフローファイナンスの定着・発展を阻害しかねないものとの批判が多く示された<sup>(109)</sup>。

平成 19 年判決は、将来債権の権利移転時期についての判断を明らかにしていないものの、「債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されている」として、本件債権が『『国税の法定納

(107) 東京高判 16・7・21 金法 1723 号 43 頁(2004)。

(108) 井上繁規「金銭債務の担保として既発生債権及び将来債権を一括して譲渡するいわゆる集合債権譲渡担保契約における将来債権の移転時期と譲渡担保権者の国税徴収法 24 条の物的納税責任(上)(下)」金法 1765 号 38 頁以下、1766 号 52 頁以下(いずれも 2006)。

(109) 奥国範「将来債権譲渡担保にかかる譲渡担保権者が負担すべき国税徴収法 24 条の物的納税責任の範囲(東京高判平 16・7・1)」金法 1791 号 71 頁以下(2007)、池田真朗「将来債権譲渡担保における債権移転時期と、譲渡担保権者の国税徴収法 24 条による物的納税責任」金法 1736 号 8 頁以下(2005)、江口直明「将来債権譲渡担保に対する国税徴収法 24 条の物的納税責任の優先—東京高判平 16・7・1 キャッシュフローファイナンスの危機—」金法 1739 号 9 頁以下(2005)、集合動産譲渡担保との対比から、道垣内弘人「将来債権譲渡担保における債権移転時期と、国税徴収法 24 条による譲渡担保権者の物的納税責任」金法 1748 号 30 頁以下(2005)など。

期限等以前に譲渡担保財産となっている』ものに該当すると解するのが相当である。」と結論づけている。

この結果は、動産・債権譲渡特例法を利用した譲渡担保によって金融の円滑化を望む金融実務界からは歓迎された<sup>(110)</sup>ものの、租税債権回収という面からは今後の回収実務に不安を残すものとなった<sup>(111)</sup>。

#### (1) 被上告人(国)の主張(将来債権現実発生時説)

「譲渡」とは、「権利、財産、法律上の地位等を、他人に移転すること」<sup>(112)</sup>などと解されていること、譲渡担保とは、一般に、権利移転型担保であるとされていること<sup>(113)</sup>、及び、国税徴収法 24 条 8 項が、「国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合」には、同条 1 項の規定を適用しない旨定めていることからすれば、「権利の移転の登記」をすることができない場合に、譲渡担保権者が証明すべき「譲渡担保財産となつている事実」とは、納税者から譲渡担保権者に対して担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の事実をいうものと解すべきである。

そして、将来発生する債権の譲渡における債権の移転時期については、その債権の発生時とするのが確立した判例及び通説であり、最高裁平成 13

(110) 菅原抱治「将来債権譲渡担保と物的納税責任—最一小平成 19・2・15 に接して—」NB L 852 号 4 頁(2007)、浅田隆ほか「特集！ 将来債権譲渡担保と国税債権の優劣—最一判平成 19・2・15 を読んで」NB L 854 号 10 頁以下(2007)、池田真朗ほか「最一小判平 19. 2. 15 の評価と今後の実務への影響」金法 1804 号 19 頁(2007)など。

(111) 立法措置による制度の整備を求めるものとして、伊藤雄太「国税徴収法 24 条と債権譲渡担保の効力」『税法学』553 号 3 頁以下(日本税法学会、2005)、前掲注(110)のうち岡 23 頁、同河野 35 頁、前掲注(110)のうち[小林発言]、潮見佳男「将来債権譲渡担保と国税債権の優劣」NB L 856 号 11 頁以下(2007)など。

なお、平成 19 年判決の第 1 審判決であるさいたま地判平 15・4・16 には、「国税徴収の観点からみて不当に不都合な結果をもたらすというのであれば、別途立法的な解決が図られるべきである」ことのほか、「特段の事情の認められる場合には、当該集合債権譲渡担保契約につき公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがある」旨の文言がある。

(112) 法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典[第 3 版]』728 頁(有斐閣、2006)。

(113) 前掲注(30)のうち道垣内 293 頁。

年 11 月 22 日第一小法廷判決<sup>(114)</sup>の判旨は、既に生じ、又は将来生ずべき債権は、譲渡当事者間においては債権譲渡の意思が不確定ではなく、債権譲渡の意思が確定している趣旨のものと解するのが相当であって、譲渡担保契約時に将来債権の移転の効果が発生すると判示したのではないと理解すべきである<sup>(115)</sup>。

実務的な面からも、国税優先の原則等の趣旨が没却され、滞納処分実務に与える影響が非常に大きい。

したがって、将来債権をも目的とする集合債権譲渡担保契約が締結された場合、その将来債権が具体的に発生し、譲渡担保権者に移転した時点で、初めて「譲渡担保財産とな」るものと解すべきである。

## (2) 上告人の主張（対抗要件具備時説）

国税徴収法は、私債権と租税債権との優劣関係について、私法上の権利の公示の原則と租税確定の効果とを両立させることにより調整を図ったものであり、同法 15 条以下の規定はいずれもかかる見地から理解されるべきものである。したがって、将来債権の譲渡における権利移転時期については、担保権の対抗要件具備の時点と法定納期限等との先後関係が唯一の優劣判断基準なのであり、国税徴収法 24 条 8 項が「譲渡担保財産となつてゐる事実」と規定しているのは、「対抗要件具備により譲渡担保権を第三者に対抗し得る地位を取得した事実」を指している。

また、原判決のように「債権の発生」をもって「譲渡担保財産となった事実」というのであれば、将来債権譲渡担保が二重譲渡の形で設定され、前後して対抗要件が具備されたという場合でも、これら 2 つの譲渡担保権は債権発生時に同時に確定的権利取得を生じ、対抗要件の同時送達に類した法律関係を認めることになりかねず、それは従来判例の立場<sup>(116)</sup>とは

---

(114) 前掲注(16)。

(115) 三村晶子・最判平 13・11・22 判解『最高裁判所判例解説民事編平成 13 年度（下）』701 頁。

(116) 大判昭 9・12・28 民集 13 卷 2261 頁、前掲注(11)及び前掲注(16)。



異なるものである。あるいは、この場合に二重譲受人相互間の優劣を対抗要件の先後で決めるとするなら、確定的権利を取得する前に順位保全効的対抗要件を認めることになるが、民法 467 条からかかる解釈を導くことは不可能である。

したがって、将来債権譲渡担保と租税債権との優劣関係において、「債権の発生」という第三の基準を持ち込むことは許されず、本件では、譲渡担保契約締結と同時に民法 467 条に定められた対抗要件を具備している以上、すでに将来債権まで確定的に譲渡担保財産となっている。

### (3) 最高裁の判断

最高裁は、「将来発生すべき債権を目的とする譲渡担保契約が締結された場合には、債権譲渡の効果の発生を留保する特段の付款のない限り、譲渡担保の目的とされた債権は譲渡担保契約によって譲渡担保設定者から譲渡担保権者に確定的に譲渡されているのであり、この場合において、譲渡担保の目的とされた債権が将来発生したときには、譲渡担保権者は、譲渡担保設定者の特段の行為を要することなく当然に、当該債権を担保の目的で取得することができる。そして、前記の場合において、譲渡に係る債権の譲渡については、指名債権譲渡の対抗要件（民法 467 条 2 項）の方法により第三者に対する対抗要件を具備することができるから（平成 13 年判決）、そのような特段の付款もなく、第三者対抗要件もすでに具備されている本件については、『国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となっている』ものに該当する」と判断した。

### (4) 平成 19 年判決後の滞納処分

平成 19 年判決は、担保権実行まで設定者に取立権が留保され、譲渡担保の目的とされた債権がたとえ将来債権であっても、譲渡担保契約によって設定時に譲渡担保権者に確定的に債権譲渡がなされているから、つまり譲渡担保契約締結後の設定者の取立権には債権の効力があるにすぎないとい

う理解が前提になっている、とする見解がある<sup>(117)</sup>。この見解は、最高裁判平成 18 年 7 月 20 日第一小法廷判決<sup>(118)</sup>（以下、「平成 18 年判決」という。）が、設定者の処分権に関する債権的合意があったか否かにかかわらず、「通常の営業の範囲内」である限り設定者による譲渡担保財産の譲渡を認めたことをして「設定者の処分権に物権的効力」を認めた判決であると捉え、これと比較して、平成 19 年判決は設定者の「取立権に債権者効力」のみを認めた判決であると捉えて、これら 2 つの判決の整合性をどのように理解するかが重要であると主張する。すなわち、譲渡担保の法的性質から設定者の処分権の性質についての結論を導くよりは、それぞれの契約における「譲渡担保の目的を構成する個別の動産・債権と譲渡担保権の関係を精査し」、「担保目的の違いが本当に（筆者挿入：取立権の）効力の違いを生じさせているのかを検証すること」が今後必要となるというものである。

この見解によれば、同じ譲渡担保契約といっても担保目的によって譲渡担保設定者に残された法的権利が異なる場合があり、「譲渡担保の目的を構成する個別の動産・債権と譲渡担保権の関係」次第では、平成 19 年判決のような事例であっても、一概に第三者対抗要件が具備された譲渡担保契約の存在によって、以後発生する租税債権の優先性は全く保たれないと解する必要はないといえよう。しかし、個別に譲渡担保の目的となった財産と譲渡担保権の関係を検証するということは、結局、担保とは何か、という古くて新しい命題に帰することを意味する。それは、非典型担保である譲渡担保の性質上やむを得ないことであるから、譲渡担保契約が締結された財産に対して滞納処分を行う場合には、その契約期間、被担保債権に対する担保財産の対象や価値の相当性等を形式的に検証して行う必要がある。

平成 19 年判決により、少なくとも法定納期限等以前に譲渡担保契約が締結され、これについて第三者対抗要件が具備された集合債権については、

---

(117) 千葉恵美子「集合財産担保の新展開－最新の最高裁判例を契機として－」NBL 852 号 1 頁（2007）。

(118) 前掲注(18)。

国税徴収法 24 条に基づく第二次納税義務の賦課による滞納処分を行うことには相当慎重にならざるを得ない。また、この理は集合動産の場合についても同様にあてはまるように思われる<sup>(119)</sup>。

## 第二節 ABLの拡大と滞納処分

### 1 「登記」の意味

平成 19 年判決で判断されたとおり、動産・債権譲渡特例法に基づく登記によって第三者対抗要件を具備した場合、国税徴収法 24 条の賦課は困難といえよう。しかしこれは、動産・債権譲渡特例法上の登記が国税徴収法 24 条及び 15 条にいう登記に該当するという前提のもとでの結論であって、仮に、あくまで「特例」として創設された登記は、不動産登記法にいう登記とは異なるものであるならば、結論は異なるものとなる。

したがって、動産・債権譲渡特例法及び国税徴収法上の登記の意味について、それぞれ検討する必要がある。

#### (1) 動産・債権譲渡特例法上の「登記」

動産・債権譲渡特例法上の対抗要件は譲渡登記によって行うこととされているが、そもそも旧特例法創設のために設置された債権譲渡法制研究会における審議の過程においては、「登記」よりもむしろ「登録」のほうが適しているのではないかと、との意見も出されていた<sup>(120)</sup>ものの、立法過程で「登記」を用いることになったようである。

「登記」は「一定の事項を広く社会に公示するため、登記所に備える登記簿に記載すること、又はその記載のこと」をいい、「登録」は「一定の法

---

(119) 平成 19 年判決を踏まえ、国税庁では、国税徴収法基本通達を改正した。平成 19 年 5 月 16 日徴徴 4-5「国税徴収法基本通達の一部改正について（法令解釈通達）」。

(120) 平成 7 年 6 月に法務省民事局がこの研究会を発足させた目的の一つに、登録制度等の導入の問題点等について検討することが挙げられており、当初から「登記」制度の創設を目していたわけではなく、広い意味での登録制度の創設を目指していた（「債権譲渡法制研究会報告書」（平成 9 年 4 月 25 日））。

律事実又は法律関係を行政庁等に備える公簿に記載すること」をいうが、前者は「取引の安全を保護する権能を有する」のにとどまるが、後者には各法律によって「法的効果」があるという<sup>(121)</sup>。両者は、実質的には、「登記」が主として権利の保護、取引の安全を図るために行われる点において「登録」と異なり、形式的には、登記所に備える登記簿に記載して行われる点において「登録」とは異なっている<sup>(122)</sup>。

もともと、古くは「登記」といえば「不動産登記」を、「登録」は「条約の登録」を指していたようである<sup>(123)</sup>が、現在、動産・債権譲渡特例法で用いられる「登記」は、旧特例法においては、それが法務局が備える商業登記簿等に記録されることとなっていた経緯もあって「登録」ではなく「登記」をとったようである。

ただし、動産・債権譲渡特例法上の「登記」と、不動産登記法上の「登記」が全く同じかといえば、そうではない。例えば、破産手続開始の登記には対抗要件としての意義はなく、警告的な意味を有するにとどまるが、破産者（登記名義人）の処分権が喪失したという事実を公示する一種の「処分の制限の登記」であると解されている。しかし、動産・債権譲渡特例法上の「登記」は譲渡による権利の変動を公示するための方途であり、対抗要件の付与を目的とするものであって、そもそもそのような効果は制度上予定されていない<sup>(124)</sup>。

## （２）国税徴収法上の「登記」の意味

国税徴収法制定時代の認識としては、第三章第二節 2（1）のとおり、「登記」とは「不動産登記」を意味していたものであろう。しかし、租税債権との優劣を判定する基準として「登記」が用いられている以上、少なくとも

(121) 『法律用語辞典 [第3版]』（有斐閣、2006）。

(122) 『法令用語辞典 [第7次改訂版]』（有斐閣、1997）。

(123) 『法律学辞典 [第3巻]』（岩波書店、1936）。

(124) したがって、破産手続開始の登記の嘱託による規定は除外されている（動産・債権譲渡特例法 15 条 1 項）。植垣・前掲注(5) 132 頁。

も現代においてはこのような狭義の解釈に頼ることは妥当ではない。

国税徴収法 24 条 8 項にいう「登記」に、動産・債権譲渡特例法の「登記」は含まれない、という、いわば国税徴収法上の解釈が成立するのであれば、租税債権者との関係でそもそも ABL の当事者は第三者対抗要件を具備したことになるため、国税徴収法 24 条の追及に支障はない<sup>(125)</sup>。

(3) 国税徴収法 24 条 8 項にいう「登記」に、動産・債権譲渡特例法上の「登記」は含まれないと解釈する場合の根拠

#### イ 動産・債権譲渡特例法上の登記の効果

譲渡登記がされた場合は民法上の対抗要件があったものとみなすとされているが（動産につき特例法 3 条 1 項、債権につき同 4 条 1 項）、動産・債権譲渡特例法上の登記がなされたとしても、登記官は形式審査を行うのみであるから、その譲渡の真偽は不明であるし二重譲渡されることもある。

したがって、紛争が生じた場合、最終的には裁判所の判断に委ねられることになり当事者はそのリスクを負うほか、どのような場合に対抗要件問題として扱うのかといった論点等を含めて、その効果については民法上の解釈論に委ねられている。

ロ 既存の登記制度と動産・債権譲渡特例法上の登記との性質上の相違点  
動産・債権譲渡特例法上の登記は、取引の迅速性を主眼としているため、何人もこの法律によることを強制されているわけではないことから、自己完結的な従来の対抗要件制度とは趣を異にする面があることや、既存の登記制度は申請順位さえ保全しておけば対抗要件具備の順序が覆ることはない点等から鑑みて、既存の登記制度とは性質上の相違点がある。

動産・債権譲渡特例法の登記が表示している内容については、「我が国

---

(125) 平成 18 年 6 月 27 日徴収 4-5「国税徴収法第 24 条を活用した供託金還付請求権取立権確認請求訴訟の積極的な提起について（指示）」。

では不動産登記にも公信力が与えられているわけではないのでその意味では債権譲渡登記も法的な位置づけに相違はないのであるが、不動産登記のように登記簿に権利関係が表示されるのとは異なり、債権譲渡登記は、権利の移転の事実「にすぎ」ず、「債権譲渡登記は民法 467 条の定める対抗要件具備手続と同等の代替措置と「みなされる」ものゆえ、前述のとおり、権利関係を公示するものではなく、権利移転のあったことそれ自体を公示するにとどまるというべきである。」と解されている<sup>(126)</sup>。

#### ハ 国税徴収法 24 条 8 項に規定する「登記」の性質からの検討

国税徴収法 15 条 2 項は、登記をすることができる質権については、格別の証明を要せず、質権設定の登記の日が法定納期限等以前にある限り、常に国税に優先するとされているが、これは、旧国税徴収法では、たとえ質権が国税に優先する要件を備えているものであり、その事実を徴収職員が知っている場合であっても、証明がされない限り国税に優先しないこととされていた要件を緩和したものであるとされている<sup>(127)</sup>。

すなわち、国税徴収法は、質権について登記をすることができる質権と登記をすることができない質権に区分した上で、質権が国税に優先するためには、原則として、当該質権が法定納期限等以前に設定されていることを証明する必要があるとし、例外的に、登記をすることができる質権については、登記によりその存在が第三者に公示されることから、格別の証明を要しないこととしたと解するのが相当であり、この理は、同法 15 条 2 項後段を準用している同法 24 条 8 項に定める譲渡担保権についても同様にあてはまると解される。そして、国税徴収法立法当時においては、動産・債権譲渡特例法で創設されたような民法上の規定以外の対抗要件は存在（想定することすら）していなかったことからすれば、

(126) 洪佐慎吾「債権譲渡登記制度の創設及び制度の概要 (1) (2)」N B L 649、650 号（いずれも 1998）は動産譲渡登記制度創設前のものであるが、同様の見方があてはまると思われる。

(127) 吉国・前掲注(94) 166 頁、181 頁。

国税徴収法 24 条 8 項に規定する「権利の移転の登記」に動産・債権譲渡特例法上の登記が含まれると解することには慎重になるべきである。

以上を簡潔にまとめるならば、下のとおりである。

- (イ) 動産・債権譲渡特例法上の登記がなされていても、上記からすると、第三者に譲渡担保権の存在が公示され、譲渡担保財産となった事実が客観的に証明されているとは言えない可能性がある。
- (ロ) 将来債権が譲渡担保財産となった時期については見解が分かれているため、法定納期限等以前に動産・債権譲渡特例法上の第三者対抗要件が具備されていたとしても、国税徴収法 8 条及び 15 条等の趣旨（国税徴収法確保の要請と私債権の調整）からしても、国税徴収法 24 条に規定する譲渡担保財産の存在を確定することができない。

#### (4) 結論

上記のような見解に対しては、動産・債権譲渡特例法にはもとより国税徴収法上にも明文の規定及び一般に公開された基準が存在しないことから、あくまでも「登記」には第三者対抗要件の力が備わっているのであって、租税債権との優劣の判断は、動産・債権譲渡特例法上のものであっても民法上のものであっても、登記によって対抗要件を具備できる場合には、まずは形式的に登記の有無と法定納期限等の先後で行うべきである、との意見もある。そしてさらに、設定された譲渡担保自体の効力について契約の実態的判断を行うべきであり、国税徴収法 24 条の「登記」に該当しないと取り扱うことは、特例法の趣旨、租税法律主義、債権者の予測可能性等の観点から、法的安定性を害するとの批判もある<sup>(128)</sup>。

しかし例えば、動産譲渡登記は譲渡担保のような担保目的の場合にほぼ

---

(128) 法定納期限等前に動産・債権譲渡特例法に基づく登記がなされていた場合、債権譲渡登記担保が優先すると明言しているものに河野玄逸「特集Ⅱ A B L の現状と課題③流動資産譲渡担保の管理・実行と法的留意点」金法 1770 号 62 頁（2006）。ただし、平成 19 年最高裁前に掲載されたものであり、「裁判実務はなお不透明であり、金融機関による債権者不特定担保の前向き取り組みには、一定のリスクが残る。」と懸念を表明していた。

限定されるであろうことから、一般人にとっては動産譲渡登記が不動産登記のように身近なものではなく、したがって、その存在を知らずして譲渡担保の目的物に取引関係をもった場合と金融機関・商社のような専門的立場にある者が取引関係を結ぶ場合とでは、即時取得制度の適用に当たり、動産譲渡登記制度の効果が異なるのではないかとの見解もあるが<sup>(129)</sup>、こと租税債権を徴収する立場に立つ者は、上記の一般人の立場に立つ者とはいえない。

また、登記という公示方法が「物権の変動」を公示するのか、物権の「現状」を公示するのか、という点から検討した場合、不動産登記簿の場合にはその両方を認識することが可能であり、動産の占有・明認の方法の場合には現状のみを知りうるにすぎない、という違いはあるものの、民法上は何れにおいても、対抗要件としての機能を認めていることから鑑みれば、結局、公示は物権変動を前提とするものではあるが、機能としては現状を認識しうれば十分であると解されている<sup>(130)</sup>。したがって、物権変動の経歴が明らかとなっていないことを理由として、動産・債権譲渡特例法上の「登記」が一般の登記と異なるものとも言えないであろう。

結局、国税徴収法 24 条 8 項にいう「登記」に、動産・債権譲渡特例法上の「登記」は含まれないと解釈する上記 2 (3) の主張に一定程度の理由は認められるとしても、動産・債権譲渡特例法上の登記を備えていたとしても国税徴収法 24 条 8 項にいう「登記」に該当しないと解することが相当と認められる根拠として、動産・債権譲渡特例法と国税徴収法 24 条における「登記」の意味は異なっていると解することにはやはり若干の困難があるように思われる<sup>(131)</sup>。

---

(129) 前掲注(30)のうち高木 342 頁。

(130) 遠藤浩=鎌田薫編『別学法学セミナー基本法コンメンタール[第5版]物権』7頁(日本評論社、2005)。

(131) 動産・債権譲渡特例法上の登記があれば、国税徴収法 24 条 8 項前段の解釈として、当然、私債権が租税債権に優先することになる、との見解として、池田・前掲注(48) 15 頁、石川・前掲注(110)のうちN B L 854 号 19 頁、千葉・前掲注(103)のうちN B



## 2 滞納処分方途の検討

### (1) 国税徴収法 24 条適用の壁

すでに述べたとおり、ABLは新しい資金調達手段の導入及び定着によって市場を活性化させようとする政府の方針であり<sup>(132)</sup>、現在普及の途にあるが<sup>(133)</sup>、今後さらに広まることが予想されている。そしてこれは、不動産など従来担保価値があると認められ易かった資産を有しないため資金調達を速やかに行うことができなかつたような企業にとって歓迎されることである。

しかし、滞納者が自らの事業に使用する資産の全てを提供してABLによる資金調達を行っていた場合、租税債権者としてはどのように滞納処分を進めるべきであるか苦慮することになる。それは、平成 19 年判決が将来債権譲渡担保の事例において、第三者対抗要件を具備した譲渡担保契約における将来債権が「譲渡担保財産となった」時点は、国税徴収法 24 条が適用される範囲の外の時点である法定納期限等以前であると判示したことによる。

法定納期限等<sup>(134)</sup>は、各税法で定める課税要件が充足した時に成立する国税納付義務に基づき<sup>(135)</sup>、課税年度ごとに定められた本来国税を納付すべき法定納期限<sup>(136)</sup>を、納税者と取引をする第三者の予測可能性の確保と私法秩序の根幹をなす物権公示の原則との調整を図る目的で個々のケース

L854 号 44 頁など。

また、これと反対の立場に立つものとして、本稿脱稿後に中山裕嗣『租税徴収実務と民法[二訂版]』(大蔵財務協会、2007)に触れた。

(132) 経済産業省は全国各地で金融機関等を対象とするABL説明会の場で実務テキストの配布、モデル事業の実施等を精力的に行い、法務省もこれに参加して動産譲渡登記制度の周知を図る等の広報活動に協力している。「最近における動産・債権譲渡登記制度の動向について」民事法情報 244 号 11 頁 (2007)。

(133) 前掲注(110) 9 頁[小林発言]。

(134) 国税徴収法 15 条 1 項。

(135) 志場喜徳郎ほか編『国税通則法精解[第 11 版]』231 頁 (大蔵財務協会、2004)。

(136) 国税通則法 2 条 1 項 8 号。志場・前掲(135) 132 頁。

について適当と認めて定められた期限である<sup>(137)</sup>。したがって、そもそも課税所得が発生しなければ法定納期限等を観念することもなく、たとえ課税所得の発生が長期間に渡りそうだと予測があったとしても、課税年度ごとにしか定められない。

平成 19 年判決は動産・債権譲渡特例法上の登記を用いて第三者対抗要件を具備した事案ではなかったものの、動産・債権譲渡特例法上の対抗要件を具備して譲渡担保契約を長期間に渡って締結していた場合、およそ法定納期限等が第三者対抗要件具備の時点よりも早い事態は想定することは困難であるから、このような場合、租税債権者が譲渡担保権者に優先して滞納処分が可能な財産を見出し、滞納処分の満足を得ることは非常に困難になることが予想される。

## (2) 差押対象財産

### イ 集合動産譲渡担保

集合動産担保では、集合物概念に従えば入れ替わりのある動産全体が譲渡担保となっている。しかし対抗要件は個々の動産に転化しないと解されるから、「集合」から離脱した時には滞納者のものとして差押えが可能となる。

なお、平成 18 年判決<sup>(138)</sup>は、「通常の営業の範囲内」である限り設定者の処分権に物権的効力があることを認めているから、譲渡担保契約に定められた保管場所から搬出されるなどして集合物から離脱したと明らかに認められない限り、当該処分の相手方は目的物の所有権を承継取得することはできず、したがって滞納処分もできないことになる<sup>(139)</sup>。

また、ある時点において譲渡担保財産に余剰価値が生じていると見込まれる場合は、滞納処分による差押えを行うことにより固定化が生じる

---

(137) 前掲(92)のうち吉国 165 頁。

(138) 前掲注(18)。

(139) 花井・前掲注(53)。

ことになるから（第三章第一節(3)ロ）<sup>(140)</sup>、差押えの効力は当該余剰部分に発生することになる。

#### ロ 集合債権譲渡担保

集合債権の法的性質上、第三者対抗要件を具備した譲渡担保契約が締結されている限りにおいて、差押対象財産を見出すことは困難である。

ただし、以下(3)に記述するとおり、元本の確定と譲渡担保権者の利益の上限とは同質性を有すると解して、民法上の根抵当権の規定を類推適用することにより、際限なく滞納処分の対象財産を見失うという事態を避けられる可能性がある。

#### (3) 元本確定請求制度の類推適用の可否

ABLの融資形態であることを理由として滞納処分ができない、ということになると、当初一回の融資契約の締結と動産・債権譲渡特例法上の登記を行えば、契約締結後発生するリボルビング型の貸付金債権であっても、毎年納税義務が成立する租税債権に対抗できることになり、常に譲渡担保権者に租税債権者が対抗できないという構図が認められることになる。

ところで、ABLで用いられるリボルビング型の貸付けの形態は、当初の契約で融資枠と担保を設定し、その範囲内で何度でも貸付けと弁済が繰り返されるといって典型担保である根抵当権に類似する。そこで、根抵当権に関する民法の制度を類推適用することが滞納処分の糸口になるのではないかと考察する。

譲渡担保は、今日では、継続的取引により生じる債権のための担保（根担保）として多く活用されているが、昭和46年に民法に根抵当権に関する

---

(140) 道垣内弘人「『目的物』の中途処分」金融法研究 138 頁（資料編(5)）（金融法学会、1989）は、個々の動産に対する設定者の債権者による差押えを認めつつ、流動性を保ったままの集合物の差押えについては内容が固定化しない限りこれを認めない。また、同学会における、流動性を帯びたままの集合物に対する差押えは可能とする竹内俊雄発言及び差押えは期限の利益喪失事由にはなるが固定事由にはならないとの田原睦夫発言等については、金融法研究第6号 86 頁ほか（金融法学会、1990）。

規定が設けられてそれが実務に定着していく中で、根抵当権法理を他の根担保への準用ないし類推適用すべきであるとの説は有力であり<sup>(141)</sup>、被担保債権の確定期日が不相当に長期に定められた場合及び確定期日に関する定めがあってもあまりに長期に渡る場合には、確定請求権の行使が認められるべきであるとされている<sup>(142)</sup>。

具体的には、根抵当権設定者は担保すべき元本の確定すべき期日の定めがない場合、設定の時から3年を経過したときは担保すべき元本の確定を請求することができる（民法398条の19）から、これを類推適用して、例えばあまりにも長期にわたるリボルビング型貸付債権については、滞納者が有する当該権利を租税債権者が代位して、一定の時期をもって担保される債権の範囲を確定させることが可能ではないかと考える。すなわち、担保すべき債権が確定すれば、その反射的効果として、譲渡担保の目的物で対応すべき金額的上限も具体的に定まってくるから、これにより、譲渡担保権者が租税債権者に優先する金額の範囲が明らかになり、譲渡担保財産の価値が上記範囲のほかにある場合には、滞納処分が可能となるというものである。確かに、根抵当権者は元本を確定させられたとしても、譲渡担保の実行を強制されるものではないが、仮にこれを類推適用できたとした場合、滞納者に代位する租税債権者に認められた自力執行権を背景に上記滞納処分を行うならば、事実上の強制力が働くことになるものと思料する。

そもそも譲渡担保の形で融資を行っている場合の特色については、「担保設定者が正常な経営を続けている限りは、担保設定者が枠内の目的債権を自由に取り立てて費消し担保設定者の下で目的債権が順次消滅していくこ

---

(141) 石井眞司「根抵当権法・根保証法から根担保法へ」金法1088号・4頁（1985）。個々の根担保毎に検討して準用すべきであるとの見解に、荒川重勝「根担保論」星野英一ほか編『民法講座（別巻1）』143頁以下（有斐閣、1990）、田原睦夫「根譲渡担保を巡る諸問題―主として被担保債権・確定について―」林良平先生献呈論文集『現代における物権法と債権法の交錯』（有斐閣、1998）、同「倒産手続と根担保」谷口安平先生古希祝賀『現代民事司法の諸相』467頁（成文堂、2005）。

(142) 前掲注(141)のうち田原297頁、309頁。

とを当初から予定し、一定の信用上の問題が発生して初めて、担保権者が現実に存する未決済の債権を取り立てて自己の債権譲渡登記に充当することができることが期待されており、形式的には契約時に特定した債権の集合を対象としながら、現実には、債務者が危機又はその前段階の状態に陥ったときに存する債権のみを担保としている点で特色がある。」とされている<sup>(143)</sup>。このような譲渡担保の特色からみても、譲渡担保契約に基づいて譲渡担保権者が実際に担保としているのは、ある一定時点で確定した譲渡担保設定者の財産であることは間違いないから、この「一定時点」を租税債権者が民法の類推適用によって作出することが可能であれば、担保すべき元本の確定の結果、反射的に担保財産は固定化し、担保財産でないことが明らかになった財産（譲渡担保財産の精算金支払請求権を含む）については滞納処分が可能であろう。

国税徴収法が譲渡担保に対し、質権ないし抵当権等との関係と同様、自らの優先徴収権を合理的に制限することを認めた趣旨は、担保権者が予測できない国税の発生により、不当にその利益を侵害されることを防止することをもって私法秩序の尊重の趣旨をすべての担保制度に同一の取扱いとしたものである<sup>(144)</sup>。このような趣旨に則れば、「一定の時期」をどの時点とするかの問題は別としても、上記のように解釈することが譲渡担保権者に不測の損害を与えることにはならないのではないであろうか。

しかし、この方法による滞納処分には、非典型担保である譲渡担保について、確定請求を根抵当権の規定を類推適用するという民法にも国税徴収法にも明文の規定がなく、かつ債権回収の手段として一般的とはいえない方法について、国が率先して積極的な運用を行うものと見ることもできるほか、政府が動産・債権譲渡特例法適用場面の拡大を意図する中、これに逆行していると見られかねない恐れもある。また、「譲渡担保財産とな

---

(143) 三村・前掲注(115) 688頁以下。

(144) 前掲注(92)のうち吉国 267頁以下。

った」時期について、平成 19 年判決の被上告人である国が一貫して主張し、原審では認められたところの、私人間の契約によって徴収不能財産が創出されることになり、国税徴収確保ないし国税優先の原則からの観点を軽視することになりかねないとの懸念についても、将来債権に設定された譲渡担保権を実行することは貸し込まれたものの返済にすぎないから、公序良俗違反にならうはずもない<sup>(145)</sup>との反論が実務界にはあったことから<sup>(146)</sup>、実際の運用にはさらに詳細な検討を要する。

今後、ABL が拡大すれば何れは滞納処分が困難になる局面に直面することもあると思われるから、従来は想定していなかった根抵当権の規定の類推適用による滞納処分という方途の提案は検討に値するものと思われる。

### 第三節 動産・債権譲渡特例法を利用した滞納処分

#### 1 滞納処分の手順

##### (1) 譲渡担保にかかる登記事項の確認

動産・債権譲渡特例法下では、商業登記簿等を確認しただけでは動産・債権譲渡特例法上の登記の有無が確認できないことから、財産調査においては、滞納処分の開始前であれば譲渡人たる滞納者の法人名や商号をキーとして概要記録事項証明書を交付申請して該当ファイルの有無を検索する必要があり、すでに差押えを行っている場合であれば登記事項証明書（必要に応じて登記申請書等を含む）の交付を受け、登記された事項の内容確認を行う必要がある。ただし、動産・債権譲渡特例法上の登記は譲渡の事実を公示するものにすぎず、譲渡契約の有効性を含めた譲渡の真実性を担保するものではないから、その真偽の確認が必要であることはいうまでもない<sup>(147)</sup>。

---

(145) 公序良俗違反については、前掲注(111)さいたま地判平 15・4・16 参照。

(146) 前掲・注(111)のうち金法 1804 号 18 頁 [池田発言]。

(147) 前掲注(30)のうち高木 341 頁。動産・債権譲渡特例法上の登記の有無を調査しな

譲渡担保契約の期間が相当長期に渡る場合や確定期日の定めがない場合には、第四章第二節 2 (3) で考察したとおり、民法 398 条の 19 の類推適用の可否について検討すべきである。

また、債権譲渡登記がされた債権譲渡が滞納処分に優先する場合において、譲受人が債務者対抗要件を具備する前に徴収職員がその債権を取り立てた場合は、債務者は本旨弁済として免責されるが、国と譲受人との関係では譲受人が優先しているから、国は譲受人から不当利得の返還請求を受けることになるであろう。

#### (2) 譲渡担保の対象となる集合動産の確認

滞納処分を行う場合は、在庫仕入先との契約状況を確認し、滞納者が事業として継続的に行っている方法（仕入れ場所・契約内容・搬出入方法・時期等）を確認して、「通常の営業の範囲」を判断する必要がある。

滞納処分の対象となる動産であるか否かは、譲渡担保の目的となっている集合物から離脱しているか否かによって判断されるから、「通常の営業の範囲」内で処分されたものや、「通常の営業の範囲」外で処分されたものであっても、当該動産が譲渡担保契約に定められた保管場所から搬出される等により集合物の構成要素でなくなっているものについては、差押えが可能となるからである。

#### (3) 譲渡担保の対象となる集合債権の確認

第三章第二節のとおり、集合債権については集合動産の場合と異なり、集合物論によることが通説とはされていないから、譲渡担保契約締結の対象とされた集合債権は、全部譲渡担保の対象となっていると解されよう。

#### (4) 預金口座の状況の確認

銀行預金の差押えは、預金の種類、預金原資の出えん者、預入行為者、出えん者の預入行為者に対する委任内容、預金口座名義、預金通帳及び届

---

かったこと自体の過失に言及。

なお、国税徴収法基本通達 62 条関係 40 では債権につき滞納処分の差し押さえた場合、概要記録事項証明書の交付を請求する旨規定されている。

出印の保管状況等の諸要素を総合的に勘案し、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から、その帰属を判定する<sup>(148)</sup>。

預金口座（通常は普通口座が利用される）が、単にABLの融資の都合により事実上債権者の管理下に置かれているだけであれば、上記事実を確認すれば滞納者に帰属するものとして差押えが可能である。ただし、当該口座に質権設定がなされている場合には、その設定の日と法定納期限等との先後によって取立権の有無を判断することになる。

#### （5） 動産の差押え

動産・債権譲渡特例法上の動産譲渡登記による第三者対抗要件具備の効果と占有による具備の効果に上下概念は存在せず、時間的先後によって優先劣後が判断されるにすぎないから、徴収職員が動産を占有する際には、差押調書に差し押さえた日時を正確に付記しておくことが必要となる。

勿論、差押えの効力の及ぶ範囲は、先行して対抗要件を具備した譲渡担保権の範囲外の部分となるが、例えば動産・債権譲渡特例法上の登記が先行していたにもかかわらず滞納者の協力が得られないなどの事由で先行して対抗要件を具備した譲渡担保権の存在が不明であったような場合には、すでになされた滞納処分の差押えによって集合動産の固定化が起きると考えられるため、その部分を除外した集合動産について有効な差押えとなると解される。

したがって、差押え可能な動産は、差押えの効力発生時点で集合動産の固定化が行われる結果、①集合動産譲渡担保に入る前の個別動産、②集合動産譲渡担保から逸出した個別動産、③通常の営業の範囲内で処分された動産で、滞納者から離脱していないもの、となる。これをブランド価値のある肉用牛を飼育して特定の卸業者に販売する業者の例で具体的に考えると、融資のために集合動産譲渡担保の対象となる通常の営業の範囲は牛の飼育から当該卸業者への販売までということになるから、当初から他所

---

(148) 国税徴収法基本通達 62 条関係 17。



の牧場で飼育されており集合物を構成しない牛や、集合物に含まれていたものの飼育基準を満たさず販売不適となった肉用牛、臨時に卸すことになり搬出された肉用牛などは差押えが可能と解される。

なお、通常、集合動産譲渡担保の保管場所に指定されている場所に存置されていないような動産が、当該動産に対する滞納処分の差押えを害する意図をもってあたかも譲渡担保の目的物を構成するかの如く仮装されて搬入されている場合には、当該動産は譲渡担保の目的物を構成しないと認定して差し押さえることが可能であろう。

#### (6) 債権の差押え

滞納者が有する営業上の債権には、集合動産譲渡担保を構成させるための個別動産の引渡請求権、通常の営業として行う動産の売却代金債権及び営業上管理する口座の支払請求権等があり、先行する質権等の設定により明らかに不充足であると認められない限り、滞納処分の対象とすることが可能である。

このほか、先行する譲渡担保権者がこれを実行する場合は清算義務が生じると解されるから<sup>(149)</sup>、その清算金支払請求権についても差し押さえることができる。

上記(5)の牛の例で言えば、別の牧場から買い付ける代金支払い済みの子牛の引渡請求権や飼育基準を満たした成牛の販売代金債権及び当該代金の振込口座の支払請求権等である。

## 2 動産譲渡登記を利用した換価の猶予処分

### (1) 譲渡担保権設定による担保徴求の提案

国税徴収法 151 条は、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認めるときで、その財産を直ちに換価することにより事業の継続又はその生活の維持を困難にする恐れがあるとき又はその財産の換価を猶予することが、

---

(149) 最判昭 46・3・25 民集 25 卷 2 号 208 頁。ただし不動産の事例。

直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるときに換価を猶予することを認める代わりに、原則として猶予金額に相当する担保を徴することを求めている（国税通則法 46 条 5 項）。すでに上記金額に相当する財産の差押えを行っている場合を除けば、上記処分の際し、換価に付しやすいた担保財産の提供を受ける必要があるが、従来は動産の公示制度がなかったことから不動産に抵当権の設定を受ける事例が多かった。

動産・債権譲渡特例法の下では動産に対し第三者対抗要件を具備するための公示制度が創設されたことから、これを利用した担保権設定を検討する余地があると思われ、その場合には、登記原因を「譲渡担保」とし、譲渡担保を設定する方が考えられる。

しかし、抵当権であれば換価の猶予に該当しなくなった場合又は換価の猶予期限経過後において担保物処分の差押えを行うことにより租税債権者としての自力執行権を実行する手順に矛盾は生じないが、納税者から譲渡担保を受けることについては疑問がないといえるであろうか。一般債権者が動産・債権譲渡特例法を利用して動産の譲渡担保設定を受ける場合に考えられる問題点を挙げてみることにしたい。

## (2) 動産譲渡担保設定の問題点

一般債権者が動産・債権譲渡特例法を利用して動産の譲渡担保設定を受ける場合、前述の ABL にしろ、まずは担保財産の正確な評価がなされなければ担保財産としての適格性の判断はできないが、現状では、特に動産の評価は個別性・専門性が高いためガイドラインやマニュアルに沿った評価は困難な状況にある。また、担保取得後の目的物管理が継続的かつ的確に行われることも重要であり、ABL を採用している企業の実例では、月 1 回程度の現場確認や在庫報告を債務者に義務付けるなどの対応がされている。これらの作業に的確性を欠けば動産を担保とした効果は半減する。

そのほか、執行や保全の面では、債務者の協力が無い場合、仮処分の申請によって財産保全を行おうとすると、保証金が必要であったり申立てか

ら着手まで 10 日前後を要するなど時間と経費がかかったりという問題点も指摘されている。

今後の課題としては、例えば、仮処分のスピードアップを図るために、動産譲渡登記事項証明書提示によって被担保権利や保全の必要性の疎明の程度を緩和するよう運用のハードルを下げる、譲渡担保権に基づいて動産競売ができるような仕組みが整備される、裁判所若しくは執行官のいずれか一方のみの関与で仮処分が行えるといったような新しい対応を検討すべきではないかとの意見がある<sup>(150)</sup>。

### (3) 滞納処分における譲渡担保権設定による担保徴求の検討

動産・債権譲渡特例法上の動産譲渡担保設定において上記(2)で挙げた問題点は、おおむね、滞納処分において上記の方途で担保徴求を行う場合にもあてはまる。

このほか、滞納処分独自の問題としては、租税法律主義の観点からは、あくまで法定された中でしか滞納処分を行うことができない立場である国が、非典型担保である譲渡担保を利用することの是非、納税者から「譲渡」を受けるといった形式での納税が認められるのか、という点や、目的物が不動産である場合、譲渡担保に供されている間の固定資産税負担をどうするかといった点が挙げられ、仮にこれが認められたとした場合にも、譲渡担保財産を租税債権者が処分する方途が整備される必要がある。

何れも立法措置が図られなければ独自の運用が許される問題ではなく、現時点では譲渡担保権設定による担保徴求の方途は許されていないが、今後も非典型担保である譲渡担保の実務上の活用度合いは増す一方であろうから、その実務の動向に注視しておく必要がある。

---

(150) 東京弁護士会倒産法部会主催シンポジウム「動産及び債権の譲渡担保の倒産手続における法的問題点」[花井正志及び河野玄逸発言] NBL846号12頁(2006)。

### 3 動産鑑定士制度の活用

動産のさらなる活用を目途とした動産譲渡登記制度の創設に際し、当該動産の適正な評価を欠かすことはできないが、現在、不動産鑑定士のような公的資格は存在していない<sup>(151)</sup>。

現在、動産鑑定士の制度新設のための準備が進められているようであり<sup>(152)</sup>、セカンダリーマーケットの整備とあわせて動産の適正価格での処分が可能となるならば、滞納処分においても差押財産の評価・公売等換価処分におけるマーケット拡大に資する可能性もある。例えば、租税債権回収の立場からみた動産鑑定士の具体的な活用例としては、①差押財産の評価を行う際に動産評価のマニュアルを参考とする、②差押財産の公売を行う際に、現在不動産鑑定士に行っているのと同様、動産鑑定士に評価依頼を行うことにより、より専門的かつ客観的な動産の評価を行うことができる、などが考えられ、これらは徴収事務の削減にもつながるものと期待される。

### 4 債権譲渡による納税

国税通則法 34 条は納税の手段として金銭納付<sup>(153)</sup>（窓口納付・口座振替納付）・印紙納付・物納の 3 種類の方途を用意しているが、そこに債権譲渡による納税の道は開かれていない。決済手段の多様化が進む昨今の実状に鑑みれば、電子的手段の利用や債権譲渡による納税に対するニーズが潜在していな

(151) 米国には共通評価基準として、米国鑑定財団（The Appraisal Foundation）による米国鑑定業務統一基準があり、また、評価者の団体として A S A（American Society of Appraisers）がある。

(152) 米国の A B L との比較からの動産評価の重要性については、高木新二郎「アセット・ベースと・レンディング普及のために—米国での実態調査を踏まえて」N B L 851 号 81 頁（2007）以下に詳しい。

なお、本稿脱稿後、経済産業省内に、動産鑑定士制度創設に向けた一歩となるであろう、A B L 協会が設立されたとの報道発表に触れた。

(153) この場合の「金銭」とは、強制通用力を有する日本円を単位とする通貨をいい、小切手やその他の証券を含まないことと解されている（国税通則法基本通達 34 条関係の 1）。また、金銭のほかには、「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律」に定める証券により納付することも可能である（国税通則法 34 条 1 項ただし書き以下）。

いとはいえない。

しかし、例えば口座振替納付の場合、その納付が確実に認められ、かつその依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、口座振替の依頼を受けることができるとされているように（国税通則法 34 条の 2 1 項）、市場経済における決済手段と納税手段はその性質の相違上異なるものであることはやむを得ない面がある。

ただし、小切手を用いて納税しようとした場合で、納付に使用された証券を法律上有効に提示したにもかかわらず支払いが拒絶された場合には、最初から納付がなかったものと看做されることになって国税債務の決済は未了となるのと同様、債権譲渡による納付の依頼をいったん受けたものの、結果として有効な納税がなされなかったような場合には最初から納税の効果が生じなかったこととするような手立てが可能であるならば、債権譲渡による納税が全く不可能と断定することまではできないと思われる。そして、それが可能であるならば、動産・債権譲渡特例法を利用した債務者不特定の将来債権を債権譲渡の目的債権とする納税についても検討の余地があろうかと思われるが、本稿では問題提起をするにとどめたい。

## 結びにかえて

これまで、集合動産譲渡担保及び集合債権譲渡担保の法的性質と登記の解釈の面から、動産・債権譲渡特例法施行下における滞納処分のあり方について、特に拡大しつつあるABLと関係に重心を置いて検討してきた。

しかし、ABLのような新しい融資制度が仕組まれる中、現行国税徴収法が想定していない問題点は登記の解釈や譲渡時期のほかにも存在している可能性が高く、それが今後の債権回収を困難にすることも想定される。

現在の国税徴収法 24 条では徴収できない場面がすでに現実のものとなってきており、経済実態にあわせた立法措置も視野に入れる必要があるものと思われる。また、租税債権者としても時代にあわせた新しい徴収技法が開発されるべきであり、動産・債権譲渡特例法を利用した徴収方法は、今回提案したほかにもあるに違いない。

今回、動産・債権譲渡特例法により不特定債権譲渡は可能となったが、第三債務者を含む差押財産の特定が必要な滞納処分においては、債務者不特定債権の差押えは許されていないことは整合性の観点から疑問もあり、やはり何らかの調整（租税債権者の保護）が必要ではないかと思われるが、この点については今後の研究課題としたい。